

国土強靱化に資する 民間の取組促進

施策集

内閣官房 国土強靱化推進室

平成29年8月

本施策集について

○本施策集は、民間主体による強靱化の取組の促進を図るため、国の各府省庁において実施される民間の取組促進施策について、施策分野やニーズごとに整理したものです。掲載されている施策を用いて実際に強靱化の取組を進めて頂くほか、施策を用いた取組手段を知る材料としても、お使いになれます。

○本施策集は、国の「国土強靱化基本計画」における12の施策分野順に掲載されています。さらに、取組を行う民間のニーズ、所管の府省庁名、施策の内容を目次に記載しています。

【目次の構成】

12の施策分野			
目次			
1)行政機能／警察・消防等 (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)			
危険物の二次災害を予防したい▶▶▶			
危険物施設の震災等対策ガイドライン	総務省	情報提供	P1
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	総務省	情報提供	
2)住宅・都市 (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等に対する支援)			
住宅や建築物を耐震化したい▶▶▶			
住宅・建築物の耐震化の促進	国土交通省	補助金等	P3,5
老朽化マンションの建替え等の促進	国土交通省	補助金等	P6

取組を行う民間のニーズ

施策名

所管の府省庁名

施策の内容

※強靱化の施策分野は12種類ありますが、本施策集における各府省庁の施策には、3)保健医療・福祉、5)金融、10)国土保全、11)環境、12)土地利用・国土利用については該当する施策はありません。

※なお、P76以降で参考として都道府県が行っている施策を紹介しており、3)保健医療・福祉、5)金融、10)国土保全、11)環境、12)土地利用・国土利用の各分野についても該当する施策が掲載されています。

○本施策集では、施策の内容を下記にて分類しています。

本施策集での表記	意味	備考
情報提供	民間で行う強靱化対策について、ガイドラインや「手引き」等の情報提供を行うものです。	
補助金等	民間で行う強靱化対策に係る費用について、一定額を補助するものです。	条件によって補助額が異なる場合もあります。
税制優遇	強靱化対策を行った民間主体に対して、固定資産税や事業税等を減免するものです。	
規制緩和	地域の強靱化に資する民間主体に対し、法律上の規制を特例として緩和するものです。	
技能提供・人材派遣	強靱化に取り組むため、特別な技能を持った人材を派遣する等の支援を行います。	
格付け・表彰	地域の強靱化に資する、一定の要件を満たした民間主体に対して、格付けや表彰を行うものです。	左記の格付けを持つ主体への特典等がある場合もあります。

○本施策には、制度の趣旨や目的、内容の概略を記載しています。問い合わせ先や参考 URL も記載していますので、詳しく知りたい方はそちらにご連絡ください。

行政機能 警察・消防				住宅・都市		保健医療・福祉		エネルギー		金融		情報通信		産業構造		交通・物流		農林水産		国土保全		環境		土地利用	
危険物の二次災害を予防したい																									
No.1						総務省						情報提供						(開始年度) 平成26年度							
施策名						支援の名称 危険物施設の震災等対策ガイドライン																			
制度の趣旨・背景						<p>制度の趣旨・背景</p> <p>東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切かつ容易にします。</p> <p>危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点を本ガイドラインにとりまとめました。</p> <p>近年、危険物施設における火災・流出事故が増加傾向にあり、最近においても深刻な人的被害を生じる事故が続発するなど大きな問題となっています。このような状況を踏まえ、危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止アクションプラン等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行います。</p> <p>■ガイドラインの構成 ガイドラインの使い方 製造所 編 屋内・屋外貯蔵所 編 屋外タンク貯蔵所 編 移動タンク貯蔵所 編 給油取扱所 編 一般取扱所 編 参考資料 1～6</p> <p>■主な内容 ・東日本大震災の被害と課題 ・事前対策 ・施設の使用再開に向けた対応</p>																			
制度の内容						<p>制度の内容</p> <p>対象となる方 危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）を扱っている民間事業者</p>																			
制度の対象となる方						<p>問い合わせ先など</p> <p>総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL：03-5253-7524（内線 42-631）</p> <p>■関連 URL ・危険物施設の震災等対策ガイドライン http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html</p>																			
問い合わせ先 参考 URL																									

○巻末には、府省庁名や支援内容、対象となる方ごとに施策を整理した索引を設けています。

○本施策の利用にあたり、以下の点にご注意ください。

- ・本施策集の内容は、平成29年4月現在の調査結果であり、今後、変更される場合があります。
- ・本施策集は、民間主体の強靱化を促進する全ての取組を網羅していません。

目次

1) 行政機能／警察・消防等 (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)

危険物の二次災害を予防したい▶▶▶

1	危険物施設の震災等対策ガイドライン	総務省	情報提供	P5
2	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン)	総務省	情報提供	P6

2) 住宅・都市 (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靱化等に対する支援)

住宅や建築物を耐震化したい▶▶▶

3	住宅・建築物の耐震化の促進(耐震対策緊急促進事業)	国土交通省	補助金等	P9
4	住宅・建築物の耐震化の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業)	国土交通省	補助金等	P10
5	住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	国土交通省	税制優遇	P12
6	老朽化マンションの建替え等の促進	国土交通省	補助金等	P13

密集市街地の防災性を高めたい▶▶▶

7	密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	国土交通省	補助金等 税制優遇	P14
---	---	-------	--------------	-----

人が集まる施設の安全を確保したい▶▶▶

8	主要駅周辺等における帰宅困難者対策(都市安全確保促進事業)	国土交通省	補助金等	P16
9	地下街の防災対策の推進(地下街防災推進事業)	国土交通省	補助金等	P17

都市の防災機能の強化に貢献したい▶▶▶

10	サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援(サステナブル建築物等先導事業)	国土交通省	補助金等	P18
11	帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進(災害時拠点強靱化緊急促進事業)	国土交通省	補助金等	P21
12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度	国土交通省 内閣府	税制優遇	P22
13	【税制】地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	内閣府	税制優遇	P23
14	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	国土交通省	税制優遇	P24
15	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	国土交通省	税制優遇	P25
16	市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	国土交通省	税制優遇	P26

4) エネルギー (燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援)

石油製品の供給事業者に対する支援▶▶▶

17	災害対応型SSの整備及び能力強化(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	経済産業省	補助金等	P31
18	過疎地等における石油製品の流通体制整備事業	経済産業省	補助金等	P33
19	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除(グリーン投資減税)	経済産業省	税制優遇	P35

バックアップのための燃料を確保したい▶▶▶

20	災害時等に備えて需要家側にLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進	経済産業省	補助金等	P36
----	--	-------	------	-----

新たなエネルギー源を確保したい▶▶▶

21	新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち地域材利用促進のうち木質バイオマスの利用拡大	農林水産省	補助金等	P38
22	農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	農林水産省	補助金等	P39
23	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	農林水産省	補助金等	P40

環境負荷の低いエネルギー源を確保したい▶▶▶

24	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	経済産業省	税制優遇	P41
----	------------------------	-------	------	-----

6) 情報通信 (情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援)

安心できるデータセンター配置をしたい▶▶▶

25	データセンター地域分散化促進税制	総務省 内閣府	税制優遇	P45
----	------------------	------------	------	-----

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい▶▶▶

26	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進(放送ネットワーク整備支援事業)	総務省	補助金等	P46
27	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進(放送ネットワーク災害対策促進税制)	総務省	税制優遇	P48
28	難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進(民放ラジオ難聴解消支援事業)	総務省	補助金等	P50

7) 産業構造 (産業構造全般にかかる強靱化に資する取組に対する支援)

本社等の重要拠点を移転・分散させたい▶▶▶

29	地方拠点強化税制	内閣府	税制優遇	P55
----	----------	-----	------	-----

8)交通・物流 (円滑な人流・物流を維持する施設を強靱化することに対する支援)

港湾の津波対策を行いたい▶▶▶

30	港湾における津波避難対策の実施(特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)	国土交通省	補助金等	P61
31	津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	国土交通省 内閣府	税制優遇	P62

港湾の防災対策を強化したい▶▶▶

32	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置	国土交通省	税制優遇	P63
----	---	-------	------	-----

災害時に重要な道路を守りたい▶▶▶

33	防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	国土交通省 内閣府 総務省 経済産業省	税制優遇	P64
----	----------------------------	------------------------------	------	-----

コンビナートに対策を行いたい▶▶▶

34	非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保(民有護岸等の改良に対する支援制度)	国土交通省 内閣府	税制優遇	P65
----	---	--------------	------	-----

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい▶▶▶

35	鉄道施設の耐震補強(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	国土交通省	補助金等 税制優遇	P66
36	鉄道施設の戦略的維持管理・更新(鉄道施設総合安全対策事業費補助)	国土交通省	補助金等	P67
37	地下駅等の浸水対策(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	国土交通省	補助金等	P68

9)農林水産 (国土強靱化に資する農林水産業を維持することに対する支援)

農業基盤を守りたい▶▶▶

38	官民連携新技術研究開発事業	農林水産省	補助金等	P71
39	多面的機能支払交付金	農林水産省	補助金等	P72
40	土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	農林水産省	情報提供	P74

山を守るための林業を活性化させたい▶▶▶

41	「次世代林業基盤づくり交付金」のうち森林・林業再生基盤づくり交付金(木材加工流通施設整備)	農林水産省	補助金等	P75
42	新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及	農林水産省	補助金等	P76

<参考>都道府県における代表的な民間支援施策

1) 行政機能／警察・消防等 (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)

地域の防災力向上に役立ちたい▶▶▶

1 地域連携・企業防災推進モデル事業補助金	徳島県	補助金等	P 79
2 県原子力防災訓練	福島県	その他	P 80

2) 住宅・都市 (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靱化等に対する支援)

安心して暮らせる住環境を整備したい▶▶▶

3 みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業	宮城県	補助金等	P 81
4 土砂災害等危険住宅移転促進事業	山形県	補助金等	P 82
5 アスベスト対策推進費	埼玉県	補助金等	P 83
6 住宅用自立・分散型エネルギーの導入促進	山梨県	補助金等	P 84
7 木造住宅耐震診断・改修支援事業	富山県	補助金等	P 85
8 大規模建築物の耐震改修の補助	石川県	補助金等	P 86
9 地域ぐるみ耐震化支援事業	愛知県	補助金等	P 87
10 緊急輸送路道路沿道建築物等耐震対策支援事業	香川県	補助金等	P 88
11 長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例	長崎県	補助金等	P 89
12 要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成	熊本県	補助金等	P 90

3) 保健医療・福祉 (要配慮者の防災力強化に民間が関わるための支援)

要配慮者施設の安全性を高めたい▶▶▶

13 高齢者福祉施設等防災減災促進事業	徳島県	補助金等	P 91
---------------------	-----	------	------

災害に強い医療拠点を整備したい▶▶▶

14 災害拠点病院施設設備整備事業	千葉県	補助金等	P 92
15 防災訓練等参加支援事業	和歌山県	補助金等	P 93
16 基幹災害拠点病院施設整備事業	岡山県	補助金等	P 94
17 南海トラフ巨大地震への対応など津波対策に必要となる医療機関の施設整備、設備整備	広島県	補助金等	P 95

4) エネルギー (燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援)

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい▶▶▶

18	かながわソーラーバンクシステム	神奈川県	情報提供	P 96
19	再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣事業	奈良県	技能提供・ 人材派遣	P 97
20	再生可能エネルギーの導入促進に資する融資制度	栃木県	融資・税制 優遇	P 98

災害時にも燃料供給できるように一定量を備蓄したい▶▶▶

21	災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業	群馬県	補助金等	P 100
----	---------------------	-----	------	-------

5) 金融

地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい▶▶▶

22	創業・成長産業推進金融対策事業	青森県	融資・税制 優遇	P 101
----	-----------------	-----	-------------	-------

地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい▶▶▶

23	連携型BCPに向けた京都府と地元4金融機関との 意見交換会の開催	京都府	情報提供	P 102
----	-------------------------------------	-----	------	-------

中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

24	山梨県商工業振興資金経済変動対策融資(災害復旧関係)	山梨県	融資・税制 優遇	P 103
----	----------------------------	-----	-------------	-------

6) 情報通信 (情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援)

データセンターやコールセンターを分散・増設したい▶▶▶

25	企業立地促進費補助金	北海道	補助金等	P 104
----	------------	-----	------	-------

地域の情報通信ネットワークづくりに貢献したい▶▶▶

26	地域づくり総合交付金(地域情報化推進事業)	北海道	補助金等	P 105
----	-----------------------	-----	------	-------

地域の防災力向上に役立ちたい▶▶▶

27	防災学習システムによる情報提供	愛知県	情報提供	P 106
----	-----------------	-----	------	-------

7) 産業構造 (産業構造全般にかかる強靱化に資する取組に対する支援)

本社等の重要拠点を移転・分散させたい▶▶▶

28 本社機能移転等の推進	山梨県	融資・税制優遇	P 107
---------------	-----	---------	-------

地元で貢献できる建設業を続けていきたい▶▶▶

29 建設業人材定着事業	三重県	融資・税制優遇	P 108
--------------	-----	---------	-------

30 徳島県建設業BCP認定制度	徳島県	格付け・表彰	P 109
------------------	-----	--------	-------

31 愛媛県建設業BCP等審査	愛媛県	格付け・表彰	P 110
-----------------	-----	--------	-------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい▶▶▶

32 京都BCPの推進、京都BCP行動指針の策定	京都府	情報提供	P 111
--------------------------	-----	------	-------

8) 交通・物流 (円滑な人流・物流を維持する施設を強靱化することに対する支援)

地域の物流を守り続けられる拠点を設けたい▶▶▶

33 企業立地促進費補助金【再掲】	北海道	補助金等	P 112
-------------------	-----	------	-------

34 三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金	岩手県	補助金等	P 113
------------------------	-----	------	-------

35 鉄道安全輸送設備整備費補助	埼玉県	補助金等	P 114
------------------	-----	------	-------

36 鉄道駅舎等耐震改修事業費補助金	福岡県	補助金等	P 115
--------------------	-----	------	-------

9) 農林水産 (国土強靱化に資する農林水産業を維持することに対する支援)

地域で自立した食料供給に貢献したい▶▶▶

37 直売所(京野菜ランド)拡大・強化事業	京都府	補助金等	P 116
-----------------------	-----	------	-------

38 農地等の地域資源を守る共同活動の推進(多面的機能支払交付金)	岐阜県	補助金等	P 117
-----------------------------------	-----	------	-------

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい▶▶▶

39 徳島県農業版業務継続計画(農業版BCP)の公表	徳島県	情報提供	P 118
----------------------------	-----	------	-------

40 土地改良施設BCPの普及	静岡県	技能提供・人材派遣	P 119
-----------------	-----	-----------	-------

41 農業版BCP策定事業	三重県	技能提供・人材派遣	P 120
---------------	-----	-----------	-------

42 農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助	高知県	補助金等	P 121
------------------------	-----	------	-------

10) 国土保全 (山林、河川等と共生していくために民間が取組むための支援)

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい▶▶▶

43 火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策	岐阜県	情報提供	P 122
44 土砂災害地域防災マップづくり	奈良県	技能提供・ 人材派遣	P 123
45 地域防災ワークショップの開催	島根県	技能提供・ 人材派遣	P 124

森林を保全することにより防災力の向上を図りたい▶▶▶

46 森林・山村多面的機能発揮対策事業	岩手県	補助金等	P 125
---------------------	-----	------	-------

11) 環境

環境にも配慮した地域活性化を図りたい▶▶▶

47 地域づくり総合交付金(生活環境整備・地域づくり事業)	北海道	補助金等	P 126
-------------------------------	-----	------	-------

海岸林の再生により地域への密着と地域防災力向上を図りたい▶▶▶

48 みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動	宮城県	その他	P 127
------------------------	-----	-----	-------

環境にやさしい再生可能エネルギーを導入したい▶▶▶

49 再生可能エネルギーの導入促進に関する融資制度【再掲】	栃木県	融資・税制 優遇	P 128
-------------------------------	-----	-------------	-------

災害時に、燃料流出による二次災害の発生を軽減したい▶▶▶

50 農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助【再掲】	高知県	補助金等	P 130
----------------------------	-----	------	-------

12) 土地利用・国土利用 (地域の安全性を高める土地・国土利用に民間が取組むための支援)

被害を軽減するための地域の防災活動を支援したい▶▶▶

51 ひょうご防災特別推進員制度 (ひょうご安全の日推進県民会議事業)	兵庫県	技能提供・ 人材派遣	P 131
--	-----	---------------	-------

津波被害を回避するために住宅の移転を進めたい▶▶▶

52 津波浸水予測区域からの移転に伴う住宅の建築等に対する 市街化調整区域における開発許可の規制緩和	高知県	規制緩和	P 132
---	-----	------	-------

府省庁による民間の取組促進施策

1. 行政機能／警察・消防署等

危険物の二次災害を予防したい

No.1

総務省

情報提供

(開始年度)平成26年度

支援の名称	危険物施設の震災等対策ガイドライン
制度の趣旨・背景	東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切かつ容易にします。
制度の内容	<p>危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点を本ガイドラインにとりまとめました。</p> <p>■ガイドラインの構成 ガイドラインの使い方 製造所 編 屋内・屋外貯蔵所 編 屋外タンク貯蔵所 編 移動タンク貯蔵所 編 給油取扱所 編 一般取扱所 編 参考資料 1～6</p> <p>■主な内容 ・東日本大震災の被害と課題 ・事前対策 ・施設の使用再開に向けた対応</p>
対象となる方	危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）を扱っている民間事業者
問い合わせ先など	総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL：03-5253-7524（内線 42-631） ■関連 URL ・危険物施設の震災等対策ガイドライン http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html

危険物の二次災害を予防したい

No.2

総務省

情報提供

(開始年度) 平成 25 年度

支援の名称	<p>非常災害時における危険物の貯蔵・運搬 (震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きに係るガイドライン)</p>
制度の 趣旨・背景	<p>東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行い、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、消防本部等に周知しました。</p>
制度の 内容	<p>製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に、本ガイドラインをとりまとめました。</p> <p>■主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策 <ol style="list-style-type: none"> 1) 共通対策 2) 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策 2. 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項 3. 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い <ol style="list-style-type: none"> 1) 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い 2) 事前の対応 3) 発災後の対応 4. その他 <ol style="list-style-type: none"> 1) 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて 2) 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等について
対象と なる方	危険物を取り扱う事業者
問い合わせ 先など	<p>総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL : 03-5253-7524 (内線 42-631)</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf

2. 住宅・都市

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.3	国土交通省	補助金等	(開始年度)平成25年度
------	-------	------	--------------

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (耐震対策緊急促進事業)
制度の 趣旨・背景	建築物等の耐震化を推進するため、改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の耐震診断・改修等を行う民間事業者等に対し、通常の交付金による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する制度です。
制度の 内容	<p>■補助率（地方公共団体が補助制度を整備している場合の原則型）</p> <p>○耐震診断等：国1/2（地方1/3～）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度までの措置。ただし、不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）等の耐震診断については、平成27年度末までの措置。 <p>○耐震改修等：国1/3、2/5*（地方11.5%～、1/3*～）※防災拠点等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末までに補強設計に着手したものに限り 通常の交付金による国費分を含む助成率 上記の他、交付金を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援 <p>■補助対象限度額</p> <p>○耐震診断</p> <ul style="list-style-type: none"> 延床面積1,500㎡から2,000㎡の①幼稚園・保育所、②幼稚園・保育所を含む複合用途の建築物の場合： 延床面積×1,540円/㎡+206万円 上記以外の建築物の場合： 延床面積×1,030円/㎡+308万円 <p>※ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、154万円を限度として加算することが出来ます。</p> <p>○耐震改修等</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物：延べ床面積×50,300円/㎡ マンション：延べ床面積×49,300円/㎡ <p>※天井を併せて改修する場合：13,400円/㎡～70,000円/㎡加算 設備を併せて改修する場合：6,500円/㎡（天井改修と設備改修を併せて行う場合：5,200円/㎡）加算(防災拠点に限る)</p>
対象と なる方	改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者
問い合わせ 先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線39-677）</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成25年11月施行） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.4

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成17年度

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (住宅・建築物安全ストック形成事業)
制度の 趣旨・背景	住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業について、地方公共団体に対し、国が必要な助成を行う制度です。
制度の 内容	<p>■ 交付率（地方公共団体が補助制度を整備している場合）</p> <p>○ 耐震診断等：国 1 / 3（地方 1 / 3）</p> <p>○ 耐震改修等：国 11.5%、1 / 3^{*1}（地方 11.5%、1 / 3^{*1}）</p> <p>※1：緊急輸送道路沿道等</p> <p>※2：地方公共団体が区域を定め戸別訪問を行う場合、耐震改修等について、国と地方で 30 万円 / 戸を加算（平成 29 年度末までの措置）</p> <p>※3：戸建て住宅の耐震改修については、定額補助を選択することが可能</p> <p>■ 交付対象限度額（耐震診断、戸建住宅の耐震改修は交付限度額）</p> <p>○ 耐震診断</p> <p>一戸建て住宅の簡易診断 30,900 円 / 戸、詳細診断 134,000 円 / 戸</p> <p>一戸建て住宅以外の住宅、建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延床面積 1,000 m²以下の場合、延床面積 × 3,600 円 / m² ・ 延床面積 1,000 m²から 2,000 m²以下の場合、延床面積 × 1,540 円 / m² + 206 万円 ・ 延床面積 2,000 m²超の場合、延床面積 × 1,030 円 / m² + 308 万円 <p>○ 耐震改修</p> <p>戸建住宅 411,000 円 / 戸 + 15 万円 / 戸^{*2}</p> <p>マンション 延床面積 × 49,300 円 / m² + 15 万円 / 戸^{*2}</p> <p>戸建住宅、マンション以外の住宅 延床面積 × 33,500 円 / m² + 15 万円 / 戸^{*2}</p> <p>建築物 延床面積 × 50,300 円 / m²^{*4}</p> <p>※4：天井を併せて改修する場合：13,400 円 / m² ~ 70,000 円 / m² 加算 設備を併せて改修する場合：6,500 円 / m²（天井改修と設備改修を併せて行う場合）</p> <p>5,200 円 / m² 加算(防災拠点に限る)</p>
対象と なる方	建築物の所有者である民間事業等で、耐震診断・改修等を行う者（地方公共団体からの補助）
問い合わせ 先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室</p> <p>TEL：03-5253-8111（内線 39-677）</p> <p>■ 関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成 25 年 11 月施行） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html

＜住宅・建築物の耐震化の現状と目標＞

住宅の耐震化率の現状と目標

耐震化率の状況	耐震化率の状況	平成32年における目標	平成37年における目標
H20 約79%	H25 約82%	目標(H32) 95%	目標(H37) おおむね解消

※耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率

多数の者が利用する建築物*の耐震化率の現状と目標

耐震化率の状況	耐震化率の状況	平成32年における目標
H20 約80%	H25 約85%	目標(H32) 95%

* 多数の者が利用する建築物: 学校、病院、百貨店等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物

予算による支援措置

- 住宅・建築物の耐震化を促進
- 耐震診断義務付け建築物に対する重点的・緊急的な支援
- 天井の耐震改修、既設のエレベーター・エスカレーターの地震時の安全対策に係る改修等に対する支援
- 超高層建築物等における長周期地震動対策に係る制震改修等に対する支援

- 住宅・建築物の耐震診断に係る補助対象限度額の引上げ
- 防災拠点となる建築物の地震対策の強化(耐震改修等に係る補助対象限度額の拡充等)
- 天井の耐震改修に係る補助対象限度額の見直し
- 超高層建築物等に係る長周期地震動対策の強化
- 交付金活用自由度向上

29年度予算拡充内容

28年度補正予算拡充内容

- 地方公共団体が区域を定め戸別訪問を行う場合、住宅耐震改修補助の加算

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.5	国土交通省	税制優遇	(開始年度) 住宅 : 平成 18 年度 建築物 : 平成 26 年度
------	-------	------	---

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (耐震改修促進税制 (住宅・建築物))
制度の 趣旨・背景	住宅・建築物の耐震化を促進するため、一定の住宅・建築物の耐震改修を行った場合に税額の控除・減額等を行う制度です。
制度の 内容	<p>住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税（所得税） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅について、平成 33 年 12 月 31 日までに耐震改修工事をした場合、当該工事に係る標準的な工事費用相当額（上限 250 万円）の 10%を、工事年分の所得税額から控除 ・地方税（固定資産税） 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、平成 30 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を完了したのものについて、工事完了の翌年度から 1 年間、固定資産税の税額を 1 / 2 減額（工事完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、2 年間、1 / 2 減額） <p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税（固定資産税） 耐震改修促進法により耐震診断の義務付け対象となる建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、平成 32 年 3 月 31 日までに政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を完了したのものについて、工事完了の翌年度から 2 年間、固定資産税の税額を 1 / 2 減額（改修工事費の 2.5%を限度）
対象と なる方	上記により住宅・建築物の耐震改修を行った者
問い合わせ 先など	<p>【住宅について】 国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL : 03-5253-8111（内線 39-434）</p> <p>【建築物について】 国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL : 03-5253-8111（内線 39-543）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成 25 年 11 月施行） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html

住宅や建築物を耐震化したい

No.6

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成26年度

支援の名称	<p>老朽化マンションの建替え等の促進 (改正マンション建替円滑化法の施行、 「耐震性不足マンション敷地売却ガイドライン」の策定等)</p>
制度の趣旨・背景	<p>耐震性不足のマンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設や建替えの際の容積率制限の緩和制度の創設を内容とする改正マンション建替円滑化法を平成26年12月に施行するとともに、これ併せて、「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」を策定しました。</p>
制度の内容	<p>■改正マンション建替円滑化法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション敷地売却制度の創設 区分所有者集会における4/5以上の賛成でマンションとその敷地の売却が可能です。 ・容積率の緩和特例 <p>■相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住まいるダイヤル」((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)への電話相談 ・弁護士・建築士等専門家による無料の対面相談 <p>■耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン</p> <p>耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却に関し、一般的と考えられる手順(基本プロセス)、事業手法を判断する考え方、合意形成の進め方、法律上の手続、支援制度の活用などに関する基本的な指針(主にマンションの建替えが行われる場合を想定)です。</p> <p>■優良建築物等整備事業(マンション建替タイプ)</p> <p>市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地利用の高度化等に寄与するマンション建替え事業について、共用通行部分の整備等に対して助成します。</p>
対象となる方	<p>マンション建替え希望の管理組合、区分所有者、事業者</p>
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 マンション政策室 TEL:03-5253-8111(内線39-684)</p> <p>国土交通省 住宅局 市街地建築課(優良建築物等整備事業) TEL:03-5253-8111(内線39-655)</p> <p>住まいるダイヤル TEL:0570-016-100</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001064249.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

密集市街地の防災性を高めたい

No.7	国土交通省	補助金等、税制優遇	(開始年度)平成7年度
------	-------	-----------	-------------

支援の名称	密集市街地の改善に向けた対策の推進 (住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)
制度の 趣旨・背景	密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行います。
制度の 内容	<p>交付金</p> <p>■交付率 国1/3(地方1/3)等</p> <p>■対象となる取組</p> <p>○地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上(重点供給地域は25戸以上)で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上の地区(概ね1ha以上(重点供給地域は概ね0.5ha以上))で行う以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の作成、調査設計 ・建替えに伴う共同施設の整備 ・老朽建築物等の除却 ・コミュニティ施設(集会所、子育て支援施設等)の整備 ・防災関連施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽)の整備 ・道路、公園、緑地、広場等の整備 ・延焼遮断帯形成事業(道路整備と一体となって建築物の不燃化を図る事業) ・従前居住者用の受け皿住宅の整備(民間の場合は賃貸住宅のみ) <p>○防災街区整備事業(密集市街地整備法にもとづく事業)</p> <p>融資制度 住宅金融支援機のまちづくり融資(建設工事費、土地取得費の融資)など</p> <p>税制 防災街区整備事業について、施行者、地権者、床取得者、地区外転出者等に対し、所得税、法人税、不動産取得税等の特例措置があります。</p> <p>債務保証制度 公益社団法人全国市街地再開発協会において、計画準備段階及び建設段階の民間金融機関からの融資について債務保証を行っています。</p>
対象と なる方	上記の取組みを行う民間事業者(地方公共団体からの補助)、地方公共団体
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8111(内線39-676)

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の概要

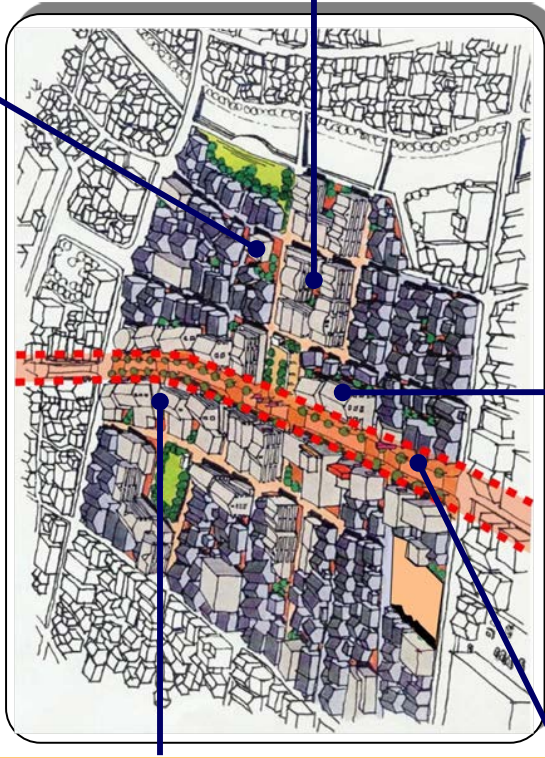
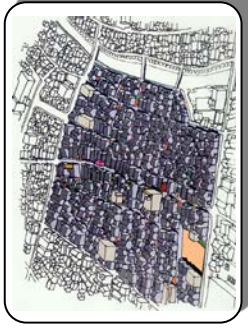
○密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
 - ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
 - ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区
- 【重点整備地区の要件】
- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
 - ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
 - ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

地区内の公共施設の整備

- 道路・公園等の整備
- コミュニティ施設の整備
(集会所、子育て支援施設等)
(交付率：1/2、1/3)



老朽建築物等の除却・建替え

老朽建築物、空き家等の除却

買収費、除却工事費、通損補償等
(交付率：1/2、1/3、2/5)

沿道建築物の不燃化

延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等 (交付率：1/3)

共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
(交付率：1/3)

防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成(戸建住宅にも助成)

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
(交付率：1/3)

事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備
(交付率：通常事業に準ずる)

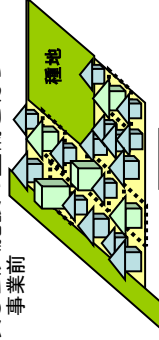
受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業
調査設計画、従前居住者用賃貸住宅整備等 (交付率：1/3、1/2、2/3)

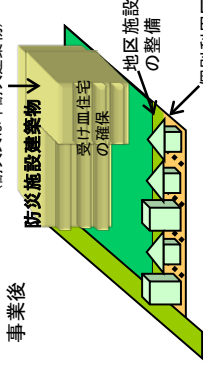
防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建築物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う



権利変換方式
(除却、移転についての強制力の付与)

事業後



共同化による防災性の向上
(耐火又は準耐火建築物)

個別利用区
-土地への権利変換
調査設計画(権利変換計画作成を含む)
土地整備、共同施設整備 (交付率：1/3)

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.8	国土交通省	補助金等	(開始年度)平成24年度
------	-------	------	--------------

支援の名称	主要駅周辺等における帰宅困難者対策 (都市安全確保促進事業)
制度の 趣旨・背景	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の 滞在者等の安全と都市機能の継続を図ります。
制度の 内容	<p>計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援します。</p> <p>■補助対象及び補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市再生安全確保計画・エリア防災計画[*]の作成のための協議会に対する支援、 計画の作成に係る支援 補助率：1/2 <ul style="list-style-type: none"> 補助対象地域のうち、特に緊急性が高い地域（1日あたりの乗降客数が30万 人以上の主要駅周辺の地域）については、計画に定量的な目標値及び目標期限 を記載するものに限り、補助率を2/3に嵩上げ（平成30年度末まで）等 計画に基づくソフト事業に対する支援（退避方法や退避施設の確保等に関するル ールの作成 等） 補助率：1/2 計画に記載された退避施設、防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用 発電機等の整備に対する支援（建築物の躯体工事を伴う場合を除く） 補助率：1/3 <p>※都市再生安全確保計画・エリア防災計画 <都市再生安全確保計画> 都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作 成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な 退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画 <エリア防災計画> 以下の地域において帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準 じた計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日当たりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺地域 政令指定都市及び特別区内の1日当たりの乗降客数が20万人以上の駅周辺地域 中核市、施行時特例市若しくは県庁所在都市の乗降客数が最も多い駅周辺地域
対象と なる方	市町村（特別区を含む）、都道府県、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議 会、都市再生推進法人（計画素案の作成のみ対象）
問い合わせ 先など	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線 32-563） ■関連 URL ・都市再生安全確保計画制度 http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.9

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成26年度

支援の名称	地下街の防災対策の推進 (地下街防災推進事業)
制度の 趣旨・背景	大規模地震発生時の避難者等の混乱状態、施設の老朽化への懸念より、地下街管理者が行う地下街の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定の支援を目的とします。
制度の 内容	<p>地下街の防災対策に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援します。 「地下街の安心避難対策ガイドライン」を踏まえ地下街管理者が行う防災推進計画の策定を支援するとともに、当該計画に基づき地下街管理者が行う防災・安全対策の取組みを支援します。</p> <p>■補助率</p> <p>1. 地下街防災推進計画策定費 補助率：1/3 地下街防災推進計画の策定及び付随する調査（安全点検、耐震診断、対策検討等）に要する費用が補助対象となります。</p> <p>2. 地下街防災推進事業費 補助率：1/3 地下街防災推進計画に基づき実施される事業に要する費用が補助対象となります。</p> <p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の施設の整備（地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る） ・ 避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）の整備 ・ 防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用発電設備等）の整備 ・ 利用者への避難啓発活動
対象と なる方	地下街管理会社、協議会
問い合わせ 先など	<p>国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL：03-5253-8416（内線 32-843）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下街の安心避難対策ガイドラインの策定について http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000024.html

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.10

国土交通省

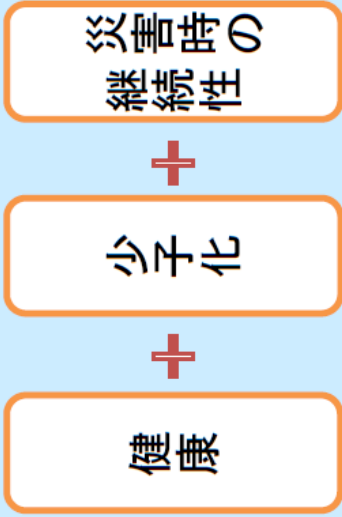
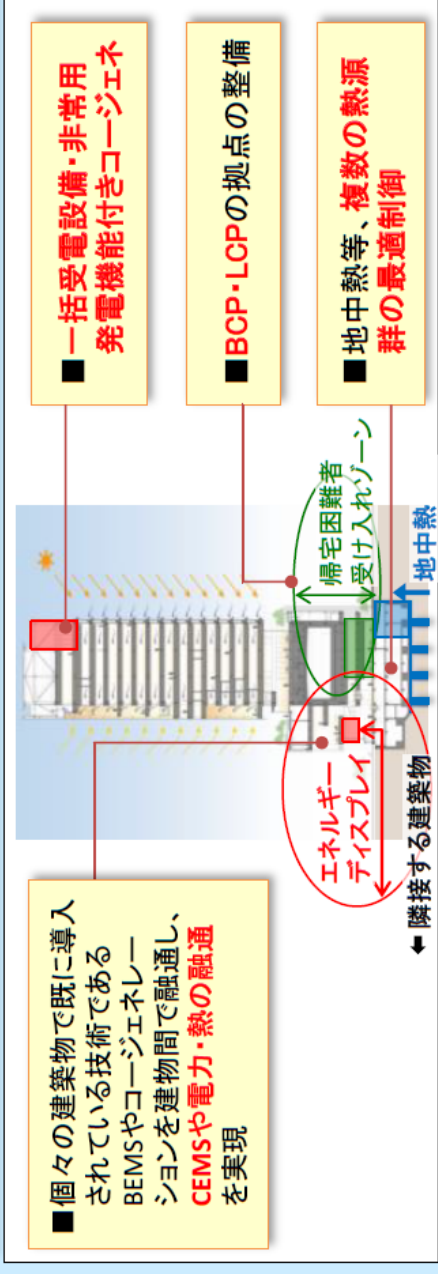
補助金等

(開始年度)平成27年度

支援の名称	<p>サステナブルな社会の形成を目指す リーディング・プロジェクトへの支援 (サステナブル建築物等先導事業)</p>
制度の 趣旨・背景	<p>住宅・建築物の省エネ・省CO2や木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術等による低炭素化等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディング・プロジェクトに対し支援します。</p>
制度の 内容	<p>住宅・建築物の省エネ・省CO2や木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術等による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性等に寄与する先導的な技術が導入されるプロジェクト等を募集し、学識経験者による評価委員会の評価を踏まえ、事業を採択します。</p> <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> 先導的な省エネ・省CO2技術を導入する住宅・建築物プロジェクトに対する支援(省CO2先導型) 補助率：1/2 (但し、新築のプロジェクトについては総事業費の5%又は10億円のうちいずれか少ない金額を上限) 先導的な木造・木質化技術を導入する住宅・建築物プロジェクトに対する支援(木造先導型) 補助率：1/2 (但し、木造化に関する事業については補助対象となる部分の建設工事費全体の15%、内外装の木質化については補助対象となる部分の建設工事費全体の3.75%を上限) 地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術等による先導的な低炭素化技術を導入するプロジェクトに対する支援(気候風土適応型) 補助率：1/2 (但し、建築工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうちいずれか少ない金額を上限)

<p>対象となる方</p>	<p>下記の取組みを行う民間事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①省 CO2 先導型：住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修などにおいて、省 CO2 の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者 ②木造先導型：建築物における木造化・木質化の推進に向けたモデル性、先導性が高いプロジェクトとして選定された事業を行う者 ③気候風土適応型：地域の気候風土に応じた木造住宅の新築において、建築技術・工夫による低炭素化技術導入推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者
<p>問い合わせ先など</p>	<p>国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL：03-5253-8111 （内線 39-464（省 CO2 先導型・気候風土適応型）） （内線 39-455（木造先導型））</p>

①省エネ・省CO2への支援 省CO2技術の効率的な利用により、省CO2性能を向上する



②木造・木質化への支援

再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する建築物の整備によって低炭素社会の実現に貢献



3層構成型耐火集成材を主要構造部に用いた事務所

- 構造・防火面の先導的な設計・施工技術の導入
- 建築生産システムの先導性
- 法令上特段の措置を要する規模
- 多数の利用者又は設計・施工技術の公開等

③気候風土に応じた建築技術・工夫等による環境負荷の低い住宅への支援(拡充)
伝統的な住文化を継承しつつも、環境負荷の低減を図るモデル的取組

- 伝統的な木造建築技術の応用
- 省エネや長寿命化の工夫
- 現行基準では評価が難しい環境負荷低減対策等

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
都市の防災機能の強化に貢献したい											
No.11	国土交通省			補助金等			(開始年度)平成26年度				
支援の名称	帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進 (災害時拠点強靱化緊急促進事業)										
制度の 趣旨・背景	南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する制度です。										
制度の 内容	<p>■補助率</p> <p>補助対象施設・設備の整備費用のうち、帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要となる掛かり増し費用について、民間事業者の負担を求めず、国と地方公共団体が負担することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が整備主体の場合 国：2/3、地方公共団体：1/3 ・地方公共団体が整備主体の場合 国：1/2、地方公共団体：1/2 <p>■対象となる取組</p> <p>1. 一時滞在施設の整備</p> <p>主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等 ・対象地域：都市再生緊急整備地域、1日当たりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺地域、政令市・特別区や中核市・特例市・県庁所在市の中心駅周辺地域 <p>2. 災害拠点病院の整備</p> <p>大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院の整備を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：都道府県が指定する災害拠点病院 ・対象地域：全国 <p>○1、2の共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当） ・自家用分（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等 										
対象と なる方	地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設又は災害拠点病院を整備する者										
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 再開発係 TEL：03-5253-8111（内線 39-655） ■関連 URL <ul style="list-style-type: none"> ・災害時拠点強靱化緊急促進事業 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_00045.html 										

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.12	国土交通省 内閣府	税制優遇	(開始年度)平成10年度
-------	--------------	------	--------------

支援の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度
制度の趣旨・背景	局地的な大雨による浸水被害を軽減するために、雨水貯留利用施設を設置した場合の法人税及び所得税について優遇措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が300m³以上の雨水貯留利用施設を設置した場合、法人税及び所得税について5年間普通償却限度額の10%の割増償却ができます。</p> <p>■対象施設 事業者が設置する300m³以上の雨水貯留利用施設 (雨水利用施設については、雨水を貯留する構築物と併せて設置される滅菌装置及びろ過装置を除く)</p> <p>■特例内容 5年間普通償却限度額の10%の割増</p> <p>■対象地区 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域</p> <p>■適用期限 平成31年3月31日まで</p>
対象となる方	浸水被害対策区域の建築物に雨水貯留利用施設を設置する事業者
問い合わせ先など	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 TEL：03-5253-8432

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.13

内閣府

税制優遇

(開始年度) 昭和 58 年度

支援の名称	【税制】地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	大規模地震対策が必要とされる地域内で、地震防災対策用資産（緊急地震速報受信装置等）を取得した場合の優遇措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>大規模地震対策が必要とされる地域内で、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等、地震防災上の措置が必要な施設の管理者等が、緊急地震速報装置及びその関連設備など地震防災対策用資産を取得した場合、3 年度分の固定資産税について課税標準額を 2/3 に減額する。</p> <p>【対象資産】</p> <p>① 緊急地震速報受信装置（専用の報知装置を含む。）</p> <p>② 緊急遮断装置（①と同時に設置される場合）</p> <p>③ 感震装置（①②と同時に設置される場合）</p> <p>【適用対象となる地域】</p> <p>① 地震防災対策強化地域〔大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 2 条第 4 号〕</p> <p>② 南海トラフ地震防災対策推進地域〔南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項〕</p> <p>③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域〔日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項〕</p>
対象となる方	<p>以下のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営している者</p> <p>〔大規模地震特別措置法施行令第 4 条各号で掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者〕</p> <p>① 物品販売業を営む店舗（収容人員 30 人以上）、飲食店（同 30 人以上）、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設</p> <p>② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p> <p>③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業</p> <p>④ その他、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業</p>
問い合わせ先など	<p>内閣府防災担当 調査・企画担当参事官室</p> <p>TEL：03-3501-5693</p> <p>■関連 URL</p> <p>・地震防災対策に係る税制優遇制度</p> <p>http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/zeiseiyuuguuseido.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.14

国土交通省

税制優遇

(開始年度)平成26年度

支援の名称	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	地下街等は、浸水スピードが速く閉鎖的であることから、人命に対するリスクが大きく、また、浸水が発生した場合には、都市・経済活動が機能不全に陥ってしまいます。これらをふまえて、地下街における浸水防止設備を設置した場合の特例措置を講じて、浸水防止対策等を推進します。
制度の内容	<p>洪水、内水又は高潮の浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者又は管理者が、浸水防止計画に基づき、取得した浸水防止用設備に係る固定資産税の特例措置になります。</p> <p>■特例措置の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機） <p>■特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の5年間、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を固定資産税の課税標準とします。 <p>■特例期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月1日～平成32年3月31日（3年間）
対象となる方	<p>浸水想定区域内にある市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等[※]の所有者又は管理者</p> <p>※地下街のほか、地下駅、デパートの地下売場、これらと地下で接続しているビルの地下フロア等で、従業者以外の不特定かつ多数の者が利用する施設</p>
問い合わせ先など	<p>国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室</p> <p>TEL：03-5253-8460</p> <p>http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou01.html</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.15

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 昭和 44 年度

支援の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置
制度の趣旨・背景	市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図るため、事業用資産を市街地再開発事業による保留床に買換えた場合に税制上の特例措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>個人又は法人が事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得して事業の用に供した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益の課税を繰り延べることができます。これにより、民間事業者による早期かつ着実な保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図ります。</p> <p>■主な内容</p> <p>○譲渡した事業用資産の譲渡益の80%について課税を繰り延べる（損金算入）</p> <p>■「譲渡資産」の要件</p> <p>○既成市街地等内にあること※</p> <p>※既成市街地等内とは次の区域のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地 ・近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域 ・首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域（名古屋市の一部） ・二号地区若しくは二項地区を定めている市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画区域で、最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域 <p>■主な「買換資産」の要件※</p> <p>○既成市街地等内にあること</p> <p>○地上階数四以上の中高層耐火建築物である施設建築物であること</p> <p>○事業区域面積が5,000㎡以上であること</p> <p>※住宅の用に供する部分は対象外</p> <p>■適用期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：平成32年12月31日 ・法人税：平成32年3月31日
対象となる方	事業用資産を市街地再開発事業により整備される施設建築物の保留床に買換える個人、事業者
問い合わせ先など	国土交通省 都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8414

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.16

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 昭和 50 年度

支援の名称	市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置
制度の趣旨・背景	市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る固定資産税額の減額措置を行う制度です。
制度の内容	<p>市街地再開発事業により新築された施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合においては、当該施設建築物の一部に係る建物の固定資産税額について、新築後5年間、住宅床は2/3を、非住宅床は1/3（第一種市街地再開発事業は1/4）を減額します。これにより、権利者との合意形成を促進し、市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図ります。</p> <p>■主な内容</p> <p>○住宅床 床面積が50㎡以上280㎡以下であり、居住の用に供する部分： 5年間、税額の2/3を減額</p> <p>○非住宅床 居住の用に供する部分以外の部分： 5年間、税額の1/3（※）を減額 （※）第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは1/4軽減</p> <p>■適用期限 平成31年3月31日</p>
対象となる方	市街地再開発事業により新築された施設建築物の一部を取得した従前の権利者
問い合わせ先など	国土交通省 都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8414

市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置（固定資産税）

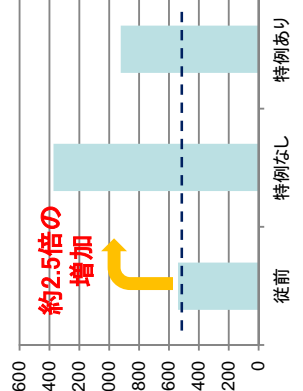
市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る税額の減額措置（5年間減額）を延長する。

施策の背景・目的

- ・安全なまちづくりに向けた木造密集市街地の改善
- ・コンパクトシティの形成に向けた都市機能の集約
- ・都市の国際競争力強化に向けた都市機能の更新を図る上で、**市街地再開発事業が有効。**

市街地再開発事業の施行に当たっては、**円滑な合意形成が不可欠**。しかしながら、事業により固定資産税が増加するなど、**事業後の生活再建に不安を抱える権利者が少なくない**。

沼津市大手町地区における固定資産税の変化
(5サンプル地権者の平均、単位：千円)



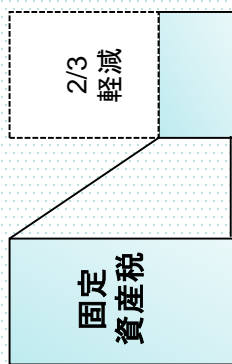
税制上の特例措置を講じ、従前権利者の生活環境の激変を緩和することにより、**合意形成の円滑化**を図る。

税制改正要望の概要

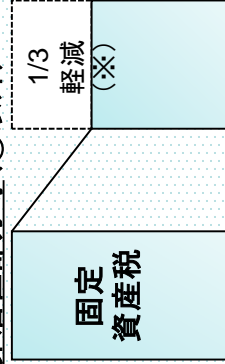
- ①床面積が50㎡以上280㎡以下であり、居住の用に供する部分：**5年間、税額の2/3を減額**
- ②非居住部分等（①以外）：**5年間、税額の1/3（※）を減額**（※）第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは1/4軽減

適用期限を平成31年3月31日まで2年延長

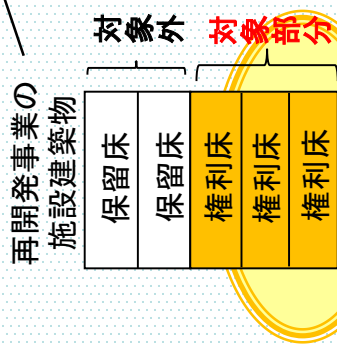
①床面積が50㎡以上280㎡以下であり、居住の用に供する部分



②非居住部分等（①以外）



…特例の対象部分



特例なし
特例あり
（※）第一種市街地再開発事業の施行に伴うものについては1/4軽減

4. エネルギー

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

石油製品の供給事業者に対する支援

No.17	経済産業省	補助金等	(開始年度)平成22年度
-------	-------	------	--------------

支援の名称	<h3 style="text-align: center;">災害対応型 SS の整備及び能力強化 (災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の 整備事業費)</h3>
制度の 趣旨・背景	<p>災害時の石油製品の安定供給体制を確保するため、自家発電機を備えた「住民拠点SS（サービスステーション）」の整備や、災害対応能力を強化するための研修や訓練による人材育成、地下タンクの入換・大型化に係る費用を支援します。</p>
制度の 内容	<p>災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備 災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」に対し、自家発電機を整備します。 補助率：10/10 2. 地下タンクの入換・大型化 石油製品の保有在庫量を増加するための地下タンクの入替・大型化を支援します。 補助率： 企業規模が中小企業等、給油所所在地が過疎地の場合：3/4、 // 、給油所所在地が過疎地以外の場合：2/3 企業規模が非中小企業の場合：補助率：1/4 企業規模が市町村、給油所所在地が過疎地の場合：10/10 3. 緊急時石油製品供給安定化対策事業 SSの災害対応能力の強化に向けた研修や訓練等の取組を支援します。 補助率：定額
対象と なる方	<p>地方公共団体のほか、揮発油販売事業者といった上記の取組を行う民間事業者等</p>
問い合わせ 先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL：03-3501-1320</p> <p>■関連URL ・一般社団法人全国石油協会 HP http://www.sekiyu.or.jp/</p>

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 平成29年度予算額 24.5億円 (20.2億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を実施します。

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」(※1)の整備

平成28年4月の熊本地震において、災害時における燃料供給拠点としてのガソリンスタンド(SS)の役割が再認識されました。このため、こうしたSSに、自家発電機を整備し、SSの災害時対応能力を強化します。

(2) 「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援

「住民拠点SS」及び「中核SS」(※2)が保有在庫量を増加するための地下タンクの入替・大型化を支援します。

(3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

SSの災害対応能力強化のための研修・訓練を支援します。

- ※1 自家発電機を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となるSS
- ※2 災害時に緊急車両等に優先給油を行うSS

成果目標

- 本事業を通じ、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を平成31年度頃までに8,000箇所整備するなど、石油製品の供給体制の構築を通じた災害対応力の向上を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



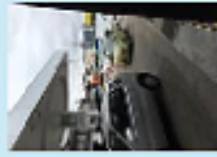
事業イメージ

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備

災害対応設備の導入



・自家発電機の導入



・熊本地震時のSS混雑の様子

(2) 住民拠点SS、緊急車両用中核SSの供給力強化に係る設備導入支援

地下タンクの入替・大型化



・小型一層型タンクの撤去及び大型二層型タンクの設置

(3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

災害対応能力強化のための研修・訓練



災害時の石油製品の安定供給体制を構築

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネ ル ギ ー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------------------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

石油製品の供給事業者に対する支援

No.18	経済産業省	補助金等	(開始年度)平成23年度
-------	-------	------	--------------

支援の名称	過疎地等における石油製品の流通体制整備事業
制度の趣旨・背景	サービスステーション（SS）が減少している中、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業及び SS の外部環境変化に向けた人材育成等を支援することで、地域における石油製品の安定供給を確保することを目的とします。
制度の内容	<p>石油製品の安定供給を実現することを目的として、以下の事業を行います。</p> <p>1. SS 過疎地等における SS の生産性向上 SS 過疎地等において、需要減少に応じた複数 SS の統合・集約・移転等を通じた生産性・設備稼働率等の向上を支援します。 補助率： 企業規模が中小企業等、給油所所在地が過疎地の場合：3/4、 // 、給油所所在地が過疎地以外の場合：2/3 企業規模が非中小企業の場合：補助率：1/4 企業規模が市町村、給油所所在地が過疎地の場合：10/10</p> <p>2. 石油製品流通網再構築実証事業 地域の実情や外部環境の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業等を支援します。 補助率：10/10</p> <p>3. 次世代石油製品販売業人材育成事業 外部環境の変化に対応した新たなビジネスモデルへの転換に必要な人材育成の取組を支援します。 補助率：定額</p> <p>4. 地下埋設物等の撤去工事 給油所閉鎖時における、地下タンク・配管を撤去する工事を支援します。 補助率：2/3</p>
対象となる方	地方公共団体のほか、揮発油販売事業者といった上記の取組を行う民間事業者等
問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL：03-3501-1320</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国石油協会 HP http://www.sekiyu.or.jp/ 石油製品流通網再構築実証事業 http://www09.zensekiren.or.jp/09kumiai/090104

過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費 平成29年度予算額 14.5億円 (18.2億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 石油製品需要の減少（年率2.5%）を上回るガソリンスタンド（SS）の廃業・撤退に歯止めをかけ消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するために、SSの生産性向上や地域の総合生活サービス拠点への転換による経営基盤強化及び、環境・安全対策を支援します。

(1) SS過疎地等におけるSSの生産性向上

- ① SS過疎地等において、需要減少に応じた複数SSの統合・集約・移転を通過した生産性・設備稼働率等の向上を支援します。
- ② **SS過疎地等における地域の総合生活サービス拠点への転換**を地域の総合生活サービス拠点に転換し、経営基盤を強化するため、②地域の実情の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業や、人材育成・マッチングを支援します。
- ③ **環境・安全対策を行う中小SS等への支援**
- ④ 地下タンクからの危険物漏えい防止対策に係る補強等の工事や漏洩点検査、④地下タンク等の撤去を支援します。

成果目標

- 本事業を通じて、SSの廃業・撤退（現在は年率3.5%減）に歯止めをかけ、石油製品需要の減少並（年率2.5%減）まで抑えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助 (10/10)	民間団体等	補助 (10/10, 3/4, 2/3, 1/3, 1/4)	揮発油販売事業者等
---	------------	-------	--------------------------------	-----------

事業イメージ

(1) 中小SSの生産性向上による経営基盤強化

① SS過疎地等における複数SSの統合・集約・移転

(2) 地域の総合生活サービス拠点への転換

② 実証事業、人材育成・マッチング等

(3) 環境・安全対策を行う中小SS等への支援

③ 漏えい防止対策、土壌汚染の早期発見

④ タンク放置防止

行政機能 警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
-------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

エネルギー環境負荷の低い設備等を取得したい

No.19

経済産業省

税制優遇

(開始年度)平成23年度

支援の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除（グリーン投資減税）
制度の趣旨・背景	我が国のエネルギー環境への適合及びエネルギー需給構造の改革のため、エネルギー起源CO ₂ 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資を行った場合の優遇措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>新エネルギー利用設備等や二酸化炭素排出抑制設備等を取得等した場合、30%の特別償却（中小企業者等については、7%の税額控除と選択制）ができます。</p> <p>■主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通償却に加えて、基準取得価額（計算基礎となる価額）の30%特別償却及び即時償却 <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間内に取得等し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において30%の特別償却ができます。 2. 中小企業者等に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等は、特別償却及び即時償却に加え、7%の税額控除との選択が可能です。ただし、供用年度の所得に対する法人税の額（個人の場合は供用年の事業所得に係る所得税の額）の20%相当額が税額控除の限度となります。 <p>■適用期間</p> <p>平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内</p>
対象となる方	新エネルギー利用設備等や二酸化炭素排出抑制設備等を取得等した事業者
問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房総務課 戦略企画室 TEL：03-3501-2096</p> <p>※太陽光発電・風力発電等については、専用のお問合せ窓口を設けております。 TEL：0570-057-333</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源エネルギー庁 グリーン投資減税について http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/

バックアップのための燃料を確保したい

No.20

経済産業省

補助金等

(開始年度) 平成 26 年度

<p>支援の名称</p>	<p>災害時等に備えて需要家側にLP ガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進 (災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金)</p>
<p>制度の趣旨・背景</p>	<p>大規模災害時等に備え、社会的重要なインフラ（避難所や病院）等への燃料備蓄を推進すべく、LP ガスタンクや石油タンク（燃料タンク）等の設置を支援します。</p>
<p>制度の内容</p>	<p>避難所や病院等において、燃料タンクや発電機等を導入する場合、その購入や設置工事に要する経費の一部を補助します。</p> <p>■ 補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者は補助金の対象となる経費の2/3以内。 ・ 大企業・地方公共団体等は補助金対象となる経費の1/2以内。  <p>The diagram illustrates the relationship between fuel storage/equipment and social infrastructure. At the bottom, three boxes represent 'LP ガスタン' (LP Gas Tank), '石油タン' (Oil Tank), and '自家発電設備' (Self-generating equipment). A red arrow points upwards from these boxes to a larger dashed green box labeled '社会的重要なインフラ' (Socially Important Infrastructure). Inside this top box are icons for a residential building, a multi-story office building, and a hospital.</p>
<p>対象となる方</p>	<p>以下の場所に、主に上記設備を導入したい方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害等発生時、避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる病院や老人ホーム等 2. 公的避難所（地方公共団体が災害時の避難場所として指定した施設） 3. 一時避難所となり得るような施設等 (具体例) 一時的に避難所となり得るオフィスビル、マンション、学校、工場、スーパー・コンビニ・レストラン、ホテル・旅館等、公民館、集会所等（災害発生時等に危険な状況となり得る施設を除く）、その他多数の人々の為に炊き出し等ができる敷地を有する施設。 <p>※LP ガス充填所、SS 等への設置は補助金の対象外</p>
<p>問い合わせ先など</p>	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL：03-3501-1320</p> <p>■ 関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油製品貯槽設備利用促進事業 http://www.09.zensekiren.or.jp/09kumiai/090105 ・ 石油ガス災害バルク等の導入に係るもの http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/products/bulk/index.html ・ LP ガス災害バルク等の導入事例集 http://www.japanlpg.or.jp/biz/data/ph_20160726.pdf

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 平成29年度予算額 7.3億円 (6.7億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時において、ガソリンスタンドなどの供給側の強靱化だけでは道路等が寸断した場合に、燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電機等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時の業務継続を確実にする有効な方策です。平成28年4月の熊本地震においても、その有用性は実証されています。

- このため、避難所や病院等の社会的重要なインフラ等への燃料備蓄を推進すべく、災害対応型LPガスタンクや石油製品貯槽等の設置を支援します。

成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、毎年度、100件以上の避難所や病院等の社会的重要なインフラ等に石油製品の「自衛的備蓄」の確保を促し、災害対応力の強化を旨とします。

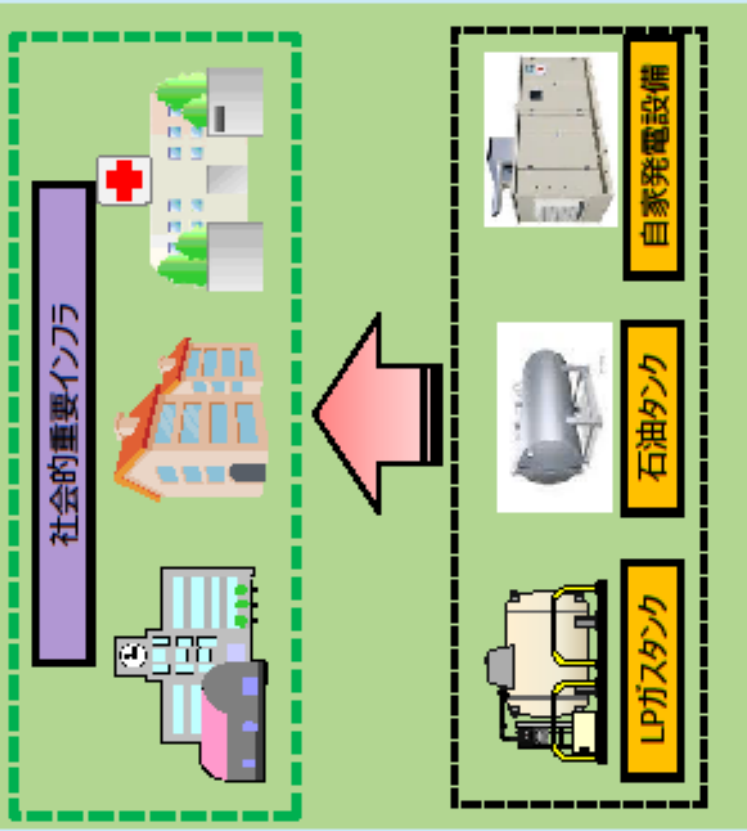
条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

需要家側への燃料備蓄の推進



行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

新たなエネルギー源を確保したい

No.21

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成27年度

支援の名称	新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち 地域材利用促進のうち木質バイオマスの利用拡大
制度の 趣旨・背景	地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス（竹を含む。）のエネルギー利用及びセルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向け、サポート体制の構築、燃料の安定供給体制の強化、技術開発等を支援します。
制度の 内容	<p>地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマスのエネルギー利用等の促進に向け、サポート体制の構築、燃料の安定供給体制の強化、技術開発・調査等を支援します。</p> <p>■補助率 定額</p> <p>■対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマス利用支援体制構築事業（相談・サポート体制の確立等） 全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置や課題解決に必要な技術者の派遣の支援、小規模発電の取組の支援等のサポート体制の構築等を行います。 木質バイオマス加工・利用システム開発事業 未利用間伐材等を原料とする木質バイオマスの高付加価値製品や発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良等への支援を行います。
対象と なる方	民間団体等
問い合わせ 先など	農林水産省 林野庁 林政部 木材利用課 木質バイオマス推進班 TEL：03-6744-2297

新たなエネルギー源を確保したい

No.22

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成28年度

支援の名称

農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業

制度の
趣旨・背景

農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援するとともに、そのノウハウの蓄積、他地域への普及を図ります。

制度の
内容

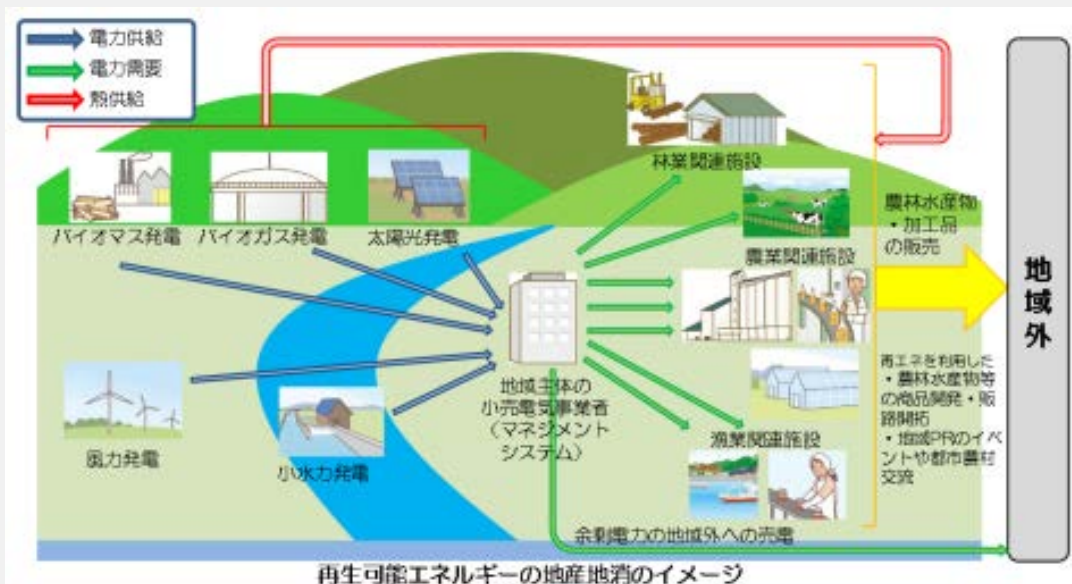
再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要な農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援します。

農林漁業を中心とした地域内のエネルギーマッチングを1～2年間支援します。

■補助率

定額

※ 地方公共団体、農林漁業者、及び再生可能エネルギーの需給管理を行うことができる事業者等による協議会を組織し、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく市町村の基本計画の策定について協議することが必要です。



対象と
なる方

地方公共団体と民間団体等からなる協議会(28年度から継続して実施する者のみ)

問い合わせ
先など

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課
TEL : 03-6744-1508

行政機能 警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
-------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

新たなエネルギー源を確保したい

No.23

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成25年度

支援の名称	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業
制度の趣旨・背景	農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー事業の取組について、事業構想から運転開始・利用に至るまでに必要となる各種の手续や取組を総合的に支援し、再生可能エネルギー事業を適切に行える事業体の形成を図ります。
制度の内容	<p>農林漁業者等が主導して行う再生可能エネルギー事業の取組について、事業構想から運転開始・利用に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援します。</p> <p>■補助率 定額</p> <p>■上限額</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業化推進事業 48百万円 事業化サポート事業 48百万円 <p>■対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業化推進事業 発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。 事業化サポート事業 再生可能エネルギーに取り組もうとする農林漁業者等をサポートするため、研修会の実施、専門家による指導・助言、再エネ事業者とのマッチング、セミナーの開催等を支援するとともに、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を推進します。
対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 発電事業を行おうとする農林漁業者やその組織する団体又はこれをコーディネートする地方公共団体や民間事業者（28年度から継続して実施する者のみ） 農林漁業と再生可能エネルギーの両方に専門的知見を有している民間団体
問い合わせ先など	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 TEL：03-6744-1508

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

環境負荷の低いエネルギー源を確保したい

No.24

経済産業省

税制優遇

(開始年度)平成25年度

支援の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	コージェネレーションは、大幅な省エネルギー・省CO ₂ を実現し、また、発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さらに、地域活性化による成長戦略にも貢献できる多様な便益を有する設備であることから、更なる普及拡大を推進するための優遇措置を講じる制度である。
制度の内容	<p>一定の出力以上の熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年度、6分の5とする措置。</p> <p>＜税目＞（地方税）固定資産税</p> <p>■対象：以下の要件すべてを満たすコージェネレーション設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得した年より起算して十年以内に販売されている最も新しい型式区分の設備 2. 当該設備の型式と一代前設備の型式と比較して生産効率、エネルギー効率、その他の事業の生産性いずれかが年平均1%以上向上している 3. 1基の発電出力10kW以上かつ総合効率が72%以上。 4. 動力発生設備がエンジン又はタービンを用いている 5. エンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する
対象となる方	上記のコージェネレーション設備の取得者
問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 熱電併給推進室 TEL：03-3580-2492</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネ財団ホームページ内の税制優遇説明に関するURL http://www.ace.or.jp/web/law/law_0030.html

6. 情報通信

安心できるデータセンター配置をしたい

No.25

総務省・内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成25年度

支援の名称

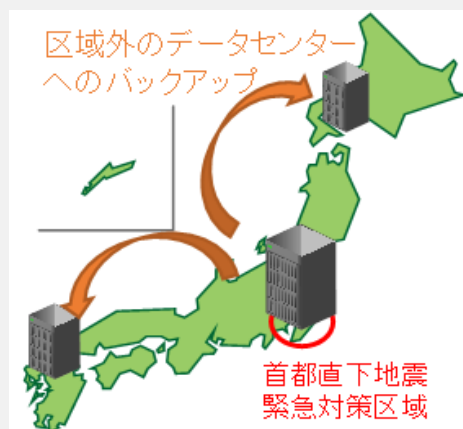
データセンター地域分散化促進税制

制度の
趣旨・背景

事業者が首都直下地震緊急対策区域として指定された区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得して行う、バックアップ事業を支援する制度です。

制度の
内容

- 対象設備
認定計画に従って取得したサーバー及びこれと同一計画に基づき取得したルーター、スイッチ、無停電電源装置（UPS）、非常用発電機
 - 特例措置の内容
対象設備の取得価額に対し、特別償却 10%
 - 主な要件
 - ・首都直下地震緊急対策区域（※）以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること
 - ・ホスティング、クラウド等のサービスとして他人に利用させること
 - ・首都直下地震緊急対策区域の内外にデータセンターを持っている事業者の場合、次のア及びイを満たすこと
 - ア) 対象設備の取得合計額が5億円以上
 - イ) データセンター事業の用に供する減価償却資産（建物、空調、サーバー等）の取得合計額に占める、対象設備の取得合計額の割合が20%以上
- ※ 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県・静岡県の一部



対象と
なる方

対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者

問い合わせ
先など

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課
TEL：03-5253-5853

- 関連 URL
- ・データセンターの地域分散化の促進
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/datacenter/

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.26

総務省

補助金等

(開始年度)平成25年度

支援の名称	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (放送ネットワーク整備支援事業)
制度の 趣旨・背景	東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。
制度の 内容	放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）では、以下の費用の一部を補助します。 ■補助率 1) 都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体：1/2 2) 第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等：1/3 ■対象事業 予備送信所の整備若しくは自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転若しくは補完送信所の整備、予備送信設備、予備電源設備その他の予備放送設備の整備又は自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供のための設備の整備事業。
対象と なる方	地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等（複数の地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体を含む。）及び一般社団法人等
問い合わせ 先など	総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL：03-5253-5949 ■関連 URL ・放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業） http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka01.html

放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

1 施策の概要

(1) 施策の背景

東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築する。

(2) 施策の具体的内容

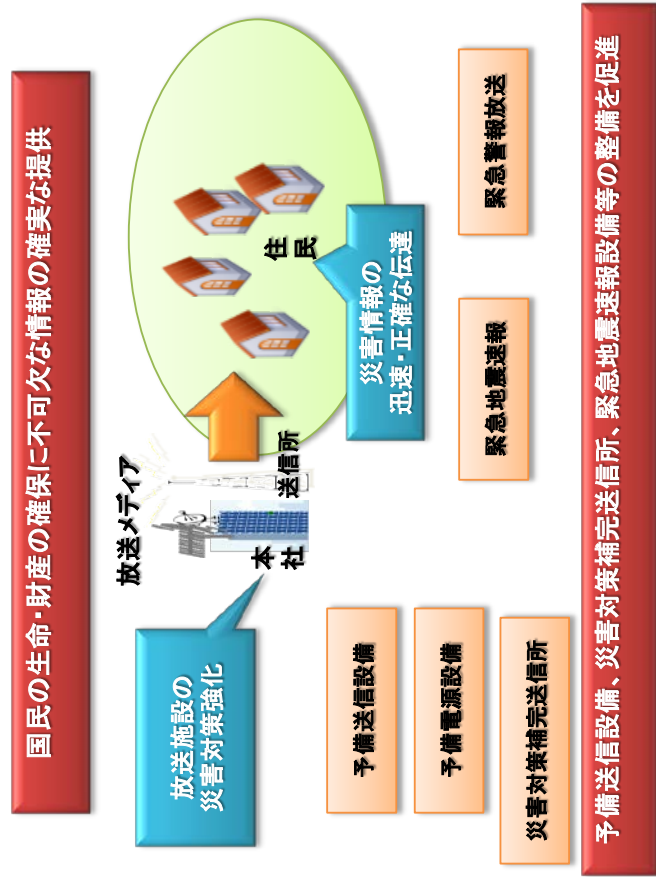
放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用の一部を補助

(3) 補助率

地方公共団体 補助率 1 / 2
第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率 1 / 3

2 所要経費

平成29年度予算	平成28年度補正予算	平成28年度予算
1.3億円	3.0億円	1.3億円
一般会計		



災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.27

総務省

税制優遇

(開始年度)平成26年度

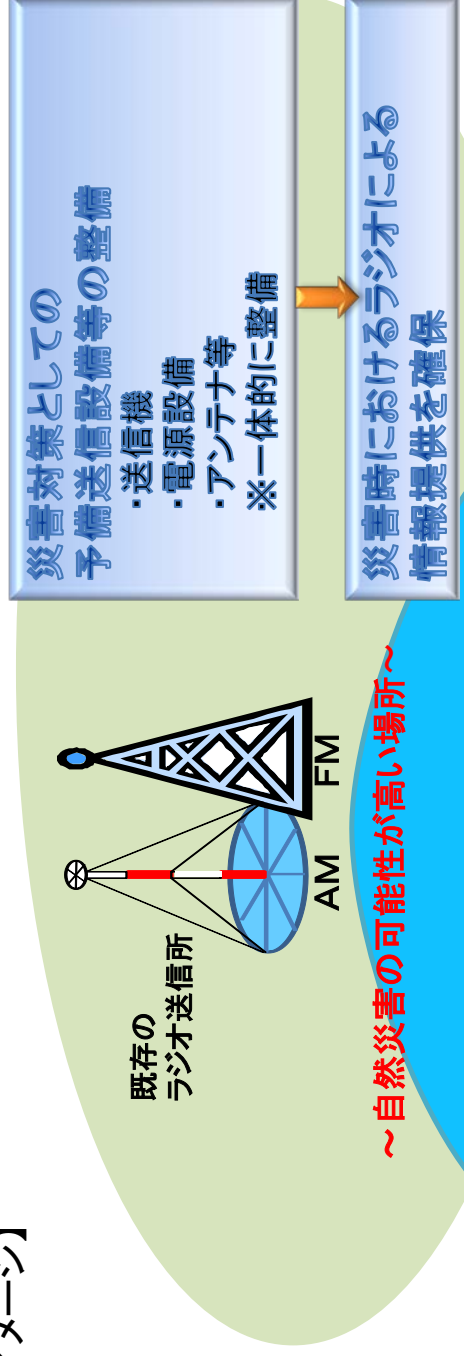
支援の名称	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (放送ネットワーク災害対策促進税制)
制度の 趣旨・背景	東日本大震災をはじめ、深刻な災害(地震、台風、豪雨、竜巻等)が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。
制度の 内容	<p>■税制措置の内容</p> <p>地方税(固定資産税)</p> <p>取得後3年間、課税標準3/4(償却資産に限ります)</p> <p>■適用期間</p> <p>2年間(平成28年4月1日から平成30年3月31日)</p> <p>■対象設備</p> <p>災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等。ただし、自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合があります)。</p> <p>■対象となる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 予備送信所の整備 送信所の移転 FM補完中継局の整備
対象と なる方	民間ラジオ放送事業者
問い合わせ 先など	<p>総務省 情報流通行政局 地上放送課</p> <p>TEL:03-5253-5949</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送ネットワーク災害対策促進税制 <p>http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka03.html</p>

放送ネットワーク災害対策促進税制

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等に対して、税制上の特例措置を適用。

- 1 対象者**
民間ラジオ放送事業者
- 2 対象設備**
災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)
※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。
- 3 特例措置**
地方税(固定資産税)：課税標準3/4(取得後3年間)
- 4 適用期間**
2年間(平成28年4月1日から平成30年3月31日)

【対象設備イメージ】



災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.28

総務省

補助金等

(開始年度)平成26年度

支援の名称	<h2 style="text-align: center;">難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (民放ラジオ難聴解消支援事業)</h2>
制度の趣旨・背景	<p>放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー（第一情報提供者）」として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要ですが、特に、ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しているため、その解消を推進します。</p>
制度の内容	<p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助します。</p> <p>■補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市型難聴対策事業 : 1/2 2. 外国波混信対策事業 : 2/3 3. 地理的・地形的難聴対策事業 : 2/3 <p>■対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市型難聴対策事業 建築物その他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの 2. 外国波混信対策事業 日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの 3. 地理的・地形的難聴対策事業 山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信の障害が発生することその他の地理的条件により地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの
対象となる方	<p>地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、特定地上基幹放送事業者等（複数の特定地上基幹放送事業者等の連携主体を含む。）及び一般社団法人等</p>
問い合わせ先など	<p>総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL : 03-5253-5949</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民放ラジオ難聴解消支援事業 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka02.html

民放ラジオ難聴解消支援事業

国民生活に密着した情報や災害時に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

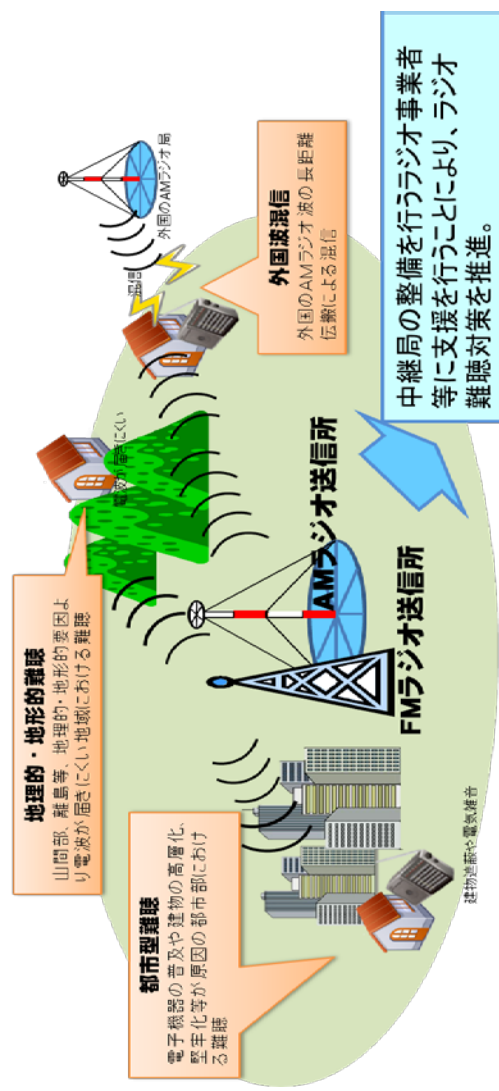
- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。

2 スキーム (補助金)

- (1) 事業主体
民間ラジオ放送事業者、自治体等
- (2) 補助対象
難聴対策としての中継局整備
- (3) 補助率
・地形的・地形的難聴、外国波混信 2/3
・都市型難聴 1/2

3 所要経費

平成29年度予算	平成28年度予算
20.2億円	10.1億円
一般会計	



7. 産業構造

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.29

内閣府

税制優遇

(開始年度)平成27年度

支援の名称

地方拠点強化税制

制度の
趣旨・背景

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる制度です。

制度の
内容

1. 拡充型：地方において本社機能を拡充する事業者
 - ・ オフィス減税
建物等の取得価額に対し、特別償却 15%、税額控除 4%
 - ・ 雇用促進税制の特例
特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除
(ただし、法人全体の増加雇用者数を上限)
 - ①法人全体の雇用者増加率が 10%以上の場合は
1人あたり 最大60万円※
 - ②法人全体の雇用者増加率が 10%未満の場合は
1人あたり 最大30万円※
 (※) 転勤者及び非正規雇用者は減額
2. 移転型：東京 23 区から地方に本社機能を移転する場合
 - ・ オフィス減税
建物等の取得価額に対し特別償却 25%、税額控除 7%
 - ・ 雇用促進税制の特例
 - ①当該特定業務施設の当期増加雇用者 1人あたり最大90万円※を税額控除
 - ②①のうち 30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続
 - ③②は法人全体の雇用増がなくても、特定業務施設の増加者に適用
 (※) 転勤者及び非正規雇用者は減額

対象と
なる方

- オフィス減税
対象：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物
取得価額：2,000万円以上（中小企業者 1,000万円以上）
- 雇用促進税制の特例
 - ・ 適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人（中小企業者 2人）以上増加
 - ・ 適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
 - ・ 適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加 等

問い合わせ
先など

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課
TEL：03-3501-0645
厚生労働省 職業安定局 雇用政策課
TEL：03-3502-6770
■ 関連 URL
・ 地方拠点強化税制のご案内
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

企業の地方拠点強化を推進する特例措置について

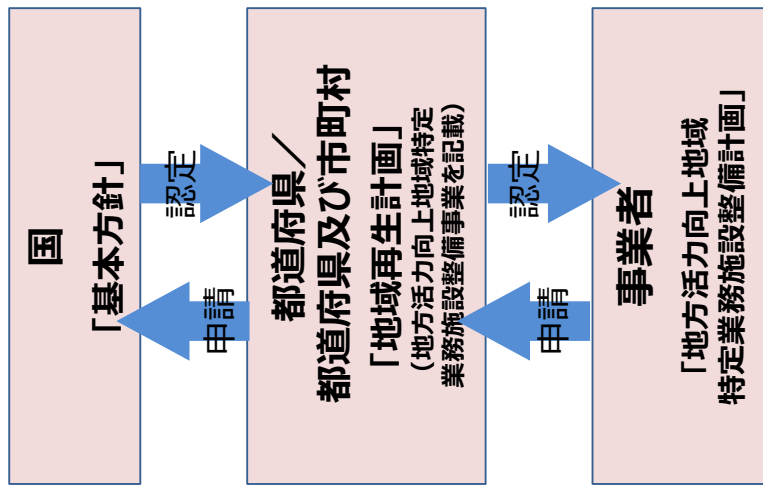
制度の概要

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域（※）において本社の機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、債務の保証、課税の特例等の優遇措置を講ずる。

（※）三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を地方公共団体において設定

- ① 移転型事業…東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業
- ② 拡充型事業…地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業

事業スキーム



特例措置の概要

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証

○ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除（選択的適用）

（措置内容）特別償却15%、税額控除4%（移転型事業の場合は特別償却25%、税額控除7%）

○ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例

認定事業者が特定業務施設において新たに雇入れた従業員等に係る税額控除※1

（措置内容）増加雇用者1人当たり最大60万円※2（注）の税額控除（移転型事業の場合は最大90万円※3）

※1 平成28年度から所得拡大促進税制との併用可能

※2 法人全体の雇用増加率10%未満の場合は1人当たり最大30万円（注）を税額控除

※3 移転型事業の場合に上乗せされる30万円は雇用維持により最大3年間継続

（注）転勤者及び非正規雇用者は減額

○ 認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき固定資産税、事業税（移転を伴う場合のみ）又は不動産取得得税を減額した場合の減収額に対する地方交付税による補填

地方拠点強化税制について

拡充型事業 (含対内直投)

地方の企業の拠点拡充



地方における企業の特定業務施設の整備 (本社機能) を支援

特定業務施設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 事務所であって、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門 (総務・人事・経理等) のいずれかのために使用されるもの
- ② 研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの
- ③ 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却 15%又は税額控除 4%

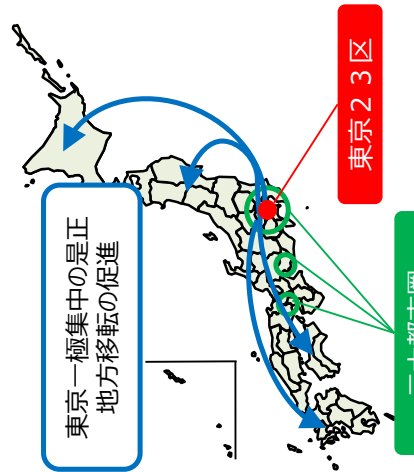
(措置対象：建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

オフィス減税

① 増加雇用者 1 人当たり、最大 60 万円 (※) を税額控除
② 法人全体の雇用増加率 10%未満の場合でも、1人当たり最大 30 万円を税額控除
(※) 転勤者及び非正規雇用者は減額

移転型事業

東京 23 区からの移転の場合、拡充型事業よりも支援措置を深掘り



東京一極集中の是正
地方移転の促進

東京 23 区

三大都市圏

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却 25%又は税額控除 7%

(措置対象：建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)


オフィス減税

① 増加雇用者 1 人当たり、最大 90 万円 (※) を税額控除
② ①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大 3 年間継続
③ ②は法人全体の雇用増がなくても、特定業務施設の増加者に適用
(※) 転勤者及び非正規雇用者は減額

事例①

事務所 (本社)

東京に本社を置く企業が、創業の地である地方都市に新社屋を建設し、本社を移転。



事例②

研究所

効率的に研究開発成果を量産に結びつけるため、地方の主力生産工場がある地域に研究所を新たに建設し、東京本社から研究開発機能を移転。



事例③

研修所

教育機能を含む全人的な人材育成を図るために、地方に総合研修施設を建設。

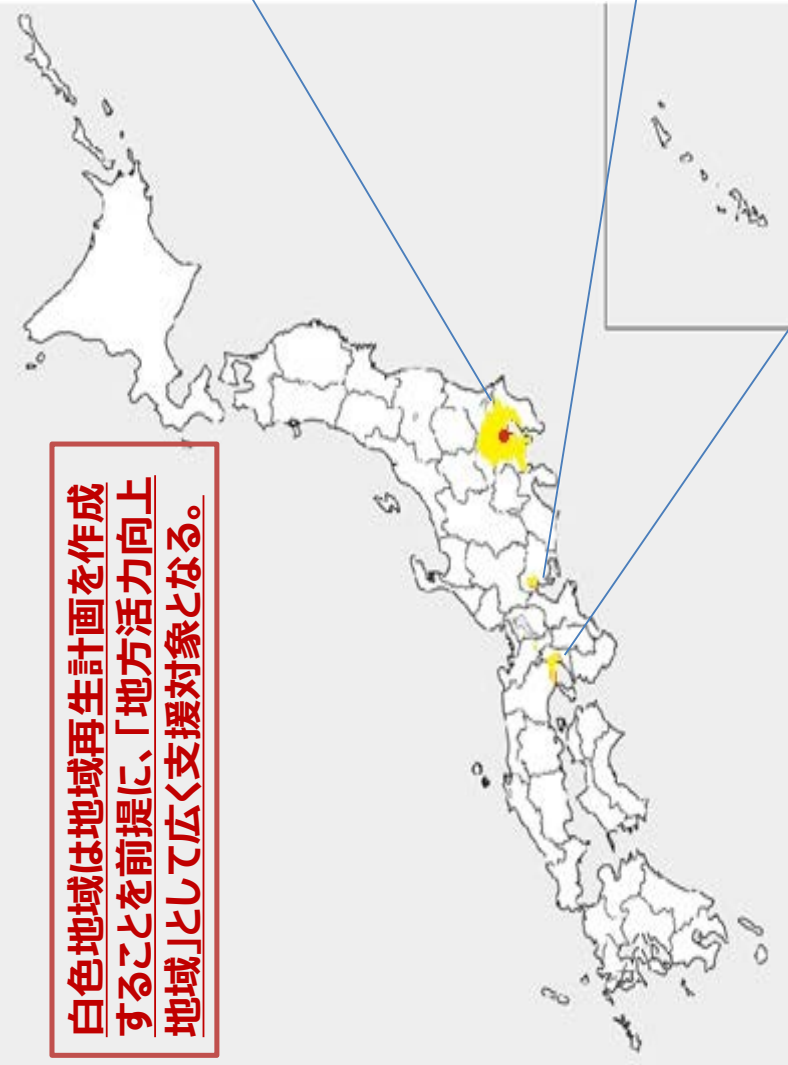
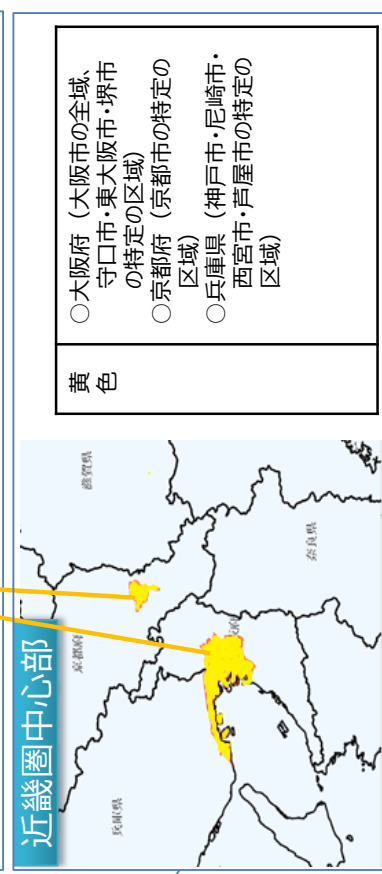
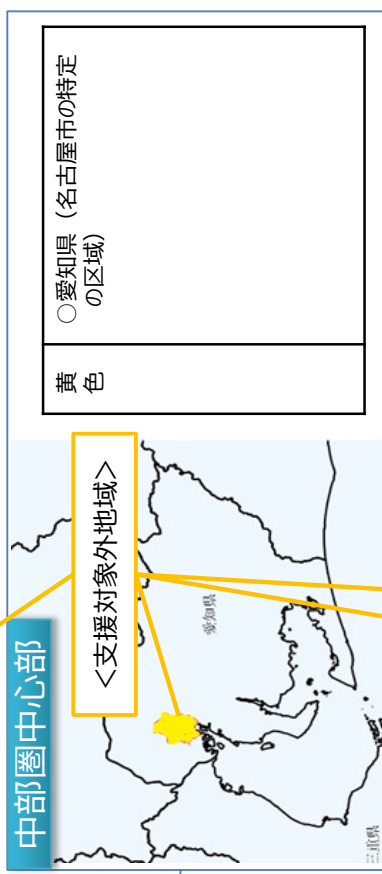
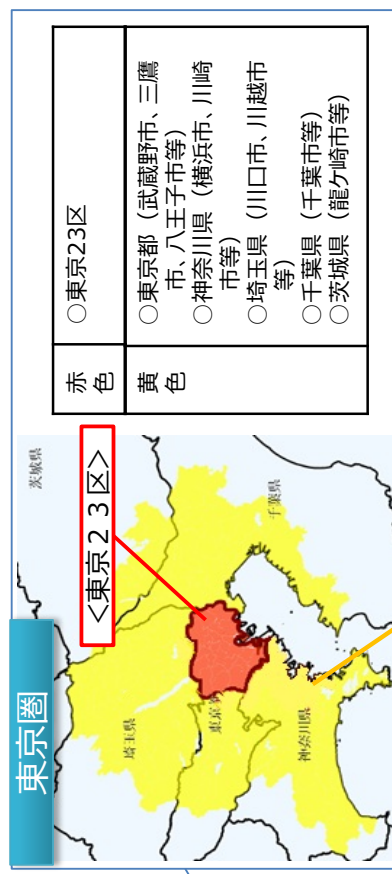


2

支援対象地域等について（法第5条第4項第5号、令第5、11条）

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。

東京23区及び支援対象外地域



◆ 東京23区

東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。

◆ 支援対象外地域

- 黄色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外となる。具体的には次のとおり。
 - 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯（既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域）
 - 近畿圏整備法で定める既成都市区域（産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域）
 - 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域等

8. 交通・物流

港湾の津波対策を行いたい

No.30

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成26年度

支援の名称	<p>港湾における津波避難対策の実施 (特定民間都市開発事業 【共同型都市再構築業務(港湾)】)</p>
制度の趣旨・背景	<p>港湾で働く労働者等が津波等の災害から安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進します。</p>
制度の内容	<p>港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者への支援を行います。</p> <p>■限度額 「総事業費の50%」又は「公共施設等整備費※」のいずれか少ない額を上限とします。</p> <p>※公共施設等整備費とは、「公共施設+都市利便施設+建築利便施設」の整備費の合計金額をいいます。 公共施設：緑地、道路 都市利便施設：荷さばき施設、公園等で公共の用に供される施設(公的に管理される必要はありません)、旅客待合所、旅客乗降用施設、退避施設、退避経路、備蓄倉庫、非常用発電施設、駐車場、休憩所等 建築利便施設：昇降機、共用通路、消防施設、空調施設等</p> <p>■対象施設 事業地が港湾区域又は臨港地区の区域内であり、公共施設の整備を伴う上屋、倉庫、旅客ターミナル、業務ビル等の港湾施設。</p> <p>■支援要件 以下の支援要件をすべて満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地、道路、港湾における係留施設等の公共施設の整備を伴うもの ・事業区域面積：500m²以上 延床面積：2,000m²以上 ・防災上有効な施設(退避経路及び退避施設等)を有する建築物(港湾労働者等の津波等からの一時的な避難場所としての利用に供されるものに限り、)の整備に関する事業
対象となる方	<p>第三セクター、一般/公益財団法人を含む民間事業者</p>
問い合わせ先など	<p>国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111(内線46-723) 国土交通省 港湾局 産業港湾課 TEL：03-5253-8111(内線46-435)</p>

港湾の津波対策を行いたい

No.31

国土交通省、内閣府

税制優遇

(開始年度)平成23年度

支援の名称	津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等について固定資産税の特例措置を講じることで、臨海部に立地する民間企業の津波対策を促進します。
制度の内容	<p>津波防災地域づくりに関する法律の「基本指針」に基づき、かつ、都道府県が設定する「津波浸水想定」を踏まえて市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に位置づけられた、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）に係る課税標準の特例措置になります。</p> <p>■特例内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 大臣配分資産又は知事配分資産 取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とします。 その他の資産 取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とします。 <p>■特例期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日（4年間）</p>
対象となる方	<p>臨港地区に港湾施設等を有する民間事業者</p> <p>■対象資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 護岸 地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を高潮、津波及び波浪から防護。 防潮堤、胸壁 陸上に設置し、背後地を高潮、津波の被害から防御。 津波避難施設 津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する。
問い合わせ先など	<p>国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111（内線46-723）</p>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

港湾の防災対策を強化したい

No.32

国土交通省


税制優遇

(開始年度)平成26年度

支援の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る 作業船の買換え等の場合の課税の特例措置
制度の 趣旨・背景	環境負荷の低減及び港湾整備等の円滑な実施を図るために、環境性能の高い作業船に買換えた場合の優遇措置を講じる制度です。
制度の 内容	<p>環境性能の高い作業船に買換えた場合の譲渡益を80%まで圧縮記帳することができる税制特例措置により、作業船の買換を促進します。これにより、環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備や災害復旧の体制を確保します。</p> <p>■主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業船の買換えにおける譲渡益の80%圧縮記帳を可能とします <p>■対象資産：作業船（建設業者又はひき船業者が所有する船舶）</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡資産：船齡が40年未満 買換資産：船齡が耐用年数以内であって、海防法によるNOxの放出基準の78/80を満たす原動機を有するもの <p>■措置内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 圧縮記帳比率 80/100 <p>■特例期間：</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度～平成31年度
対象と なる方	建設業者又はひき船業者
問い合わせ 先など	国土交通省 港湾局 技術企画課 TEL：03-5253-8111（内線46-612）

災害時に重要な道路を守りたい

No.33	国土交通省、内閣府 総務省、経済産業省	税制優遇	(開始年度) 平成 28 年度
-------	------------------------	------	-----------------

支援の名称	防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る 特例措置		
制度の 趣旨・背景	緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置により、電気・通信事業者等の負担の軽減を図ることで、無電柱化事業を促進します。		
制度の 内容	<p>防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置です。</p> <p>■特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域 課税標準4年間1/2 ・上記以外の区域 課税標準4年間2/3 <p>■特例期間 3年間（平成28年度～平成30年度）</p> <p>■対象施設 電線管理者が緊急輸送道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等</p>		
	 <p>地震発生時の電柱の倒壊状況 (阪神・淡路大震災の例)</p>		
対象と なる方	一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等		
問い合わせ 先など	<p>国土交通省 道路局 環境安全課 TEL：03-5253-8111（内線38-153）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の推進 http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html 		

コンビナートに対策を行いたい

No.34

国土交通省、内閣府

税制優遇

(開始年度)平成26年度

支援の名称

非常災害時におけるエネルギー物資の
海上輸送機能確保
(民有護岸等の改良に対する支援制度)

制度の趣旨・背景

非常災害が発生した際に、コンビナート港湾におけるエネルギー物資の海上輸送機能を確保します。

制度の内容

民間事業者や関係行政機関と連携し、災害発生時における行動計画を策定するとともに、民間事業者が実施する耐震改修等の取り組みを推進します。

■無利子貸付

・貸付率

国：港湾管理者：民間事業者 = 3：3：4

■税制措置

・税制措置

法人税の特例措置（特別償却（20%））、固定資産税の特例措置（5年間、課税標準2/3）

対象となる方

支援の対象となる施設は以下になります。

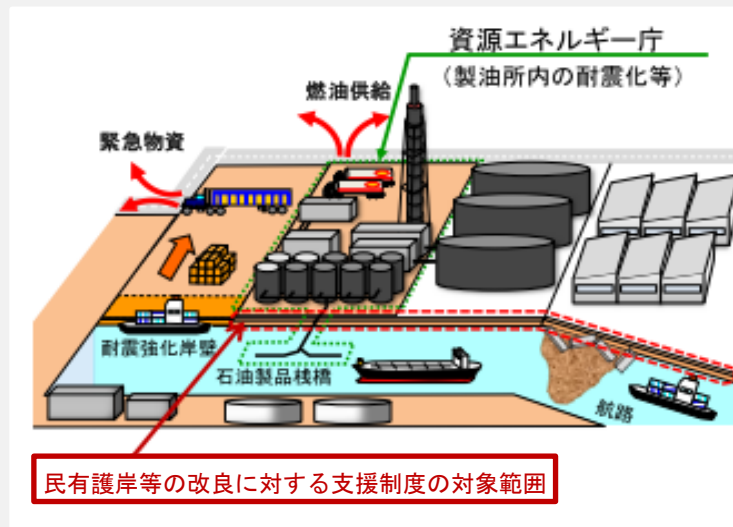
■対象施設

・無利子貸付、固定資産税への特例措置

耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁、物揚場

・法人税の特例措置

航路沿いの護岸、岸壁、棧橋



問い合わせ先など

国土交通省 港湾局 海岸・防災課
TEL：03-5253-8111（内線46-723）

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.35

国土交通省

補助金等、税制優遇

(開始年度)平成18年度

<p>支援の名称</p>	<p>鉄道施設の耐震補強 (都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、 鉄道施設総合安全対策事業費補助)</p>
<p>制度の趣旨・背景</p>	<p>南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進しています。また、地下鉄の耐震補強も推進しています。</p>
<p>制度の内容</p>	<p>鉄道施設総合安全対策事業費補助 ■補助率：1/3 (地方公共団体の補助する額以内の額) ■対象事業 南海トラフ地震及び首都直下地震で震度6以上が想定される地域における主要駅や高架橋等の耐震補強</p> <p>都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道) ■補助率：35% ■対象事業 地下鉄の耐震補強</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="411 1249 804 1554">  </div> <div data-bbox="954 1249 1366 1554">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>高架橋の耐震補強</p> <p>地下駅の耐震補強</p> </div>
<p>対象となる方</p>	<p>鉄道施設総合安全対策事業費補助 ・鉄道事業者又は軌道経営者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く) 都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助) ・公営地下鉄事業者、東京地下鉄(株)</p>
<p>問い合わせ先など</p>	<p>国土交通省 鉄道局 施設課(鉄道施設総合安全対策事業費補助) TEL:03-5253-8111(内線:40861) 国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)) TEL:03-5253-8111(内線:40413)</p>

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.36

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成20年度

支援の名称

鉄道施設の戦略的維持管理・更新
(鉄道施設総合安全対策事業費補助)

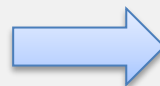
制度の
趣旨・背景

鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を越えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっています。
このため、人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、初期費用はかかるものの、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を支援します。

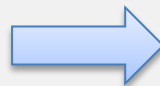
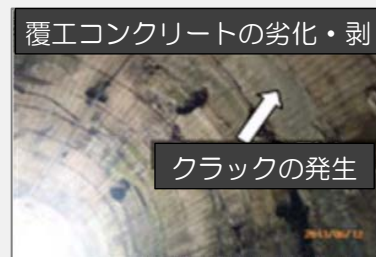
制度の
内容

- 補助率
1/3
- 対象事業
橋りょうやトンネル等の土木構造物の長寿命化に資する補強・改良

【橋りょうの例】



【トンネルの例】



対象と
なる方

地方の鉄道事業者・軌道経営者

問い合わせ
先など

国土交通省 鉄道局 施設課
TEL：03-5253-8111 (内線 40843)


鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.37

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成27年度

支援の名称	地下駅等の浸水対策 (都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、 鉄道施設総合安全対策事業費補助)	
制度の 趣旨・背景	<p>地下駅等地下空間は地上に比べ浸水のスピードが速く、一旦浸水が始まれば利用客の避難が困難となり、鉄道の運行にも大きな影響を与えます。</p> <p>このため、各地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等について、駅の出入口やトンネルの坑口等における浸水対策を推進し、防災・減災対策の強化を図ります。</p>	
制度の 内容	<p>都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道)</p> <p>■補助率 35%</p> <p>■対象事業 地下鉄の浸水対策</p> <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助</p> <p>■補助率 1/3(地方公共団体の補助する額以内の額)</p> <p>■対象事業 地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐための駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内における止水板、防水扉、浸水防止機等の整備</p>	 <p>止水板</p>
対象と なる方	<p>都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営地下鉄事業者、東京地下鉄(株) <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下駅を有する鉄道事業者又は軌道経営者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く) 	
問い合わせ 先など	<p>国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)) TEL: 03-5253-8111(内線: 40413)</p> <p>国土交通省 鉄道局 施設課(鉄道施設総合安全対策事業費補助) TEL: 03-5253-8111(内線: 57858)</p>	

9. 農林水産

農業基盤を守りたい

No.38

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成9年度

支援の名称	官民連携新技術研究開発事業
制度の趣旨・背景	農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる、土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めることで、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とした制度です。
制度の内容	<p>新技術の研究開発を行う者に対して、予算の範囲内において、新技術の研究開発に要する経費の補助を行います。</p> <p>■補助率 新技術研究開発：1/2 以内</p> <p>■対象となる取組 新技術研究開発</p> <ol style="list-style-type: none"> ①農地の大区画化・汎用化に資する技術 ②農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための適切な保全管理に資する技術 ③土地改良施設の耐震強化等に資する技術 ④小水力発電等の農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入促進に資する技術 ⑤農業収益力向上に資する先進的な基盤整備に係る技術 <p>など、農業農村整備事業の効率的な実施に資する技術開発を行います。</p>
対象となる方	上記の取組を行う、共同研究（産学官）（新技術研究開発組合（2以上の民間企業等）と試験研究機関（大学又は独立行政法人）の共同研究を行うこと）が対象となります。
問い合わせ先など	<p>農林水産省 農村振興局 整備部設計課 施工企画調整室 TEL：03-3591-5798</p> <p>■関連 URL ・官民連携新技術研究開発事業 http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/kanmin.html</p>



農業基盤を守りたい

No.39

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成26年度

支援の名称	多面的機能支払交付金	
制度の趣旨・背景	<p>農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。</p>	
制度の内容	<p>■補助率</p> <p>1. 農地維持支払交付金 定額（都府県の田：3,000円/10a等）</p> <p>2. 資源向上支払交付金 定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等、都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）</p> <p>■対象となる取組</p> <p>1. 農地維持支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等 <p>2. 資源向上支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等） 施設の長寿命化のための活動 	 <p>水路の泥上げ</p>  <p>水路のひび割れ補修</p>
対象となる方	<p>1. 農地維持支払交付金 農業者のみで構成されている活動組織、又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織</p> <p>2. 資源向上支払交付金 農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される活動組織</p>	
問い合わせ先など	<p>農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室 TEL：03-6744-2197</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金 http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html 	

多面的機能支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 48,251 (48,251) 百万円】

多面的機能支払交付金
46,751 (46,751) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

〔平成29年度以降は、資源向上支払（長寿命化）とそれ以外で分けていた経理区分を一本化することも可能〕

【多面的機能支払推進交付金】 1,500 (1,500) 百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

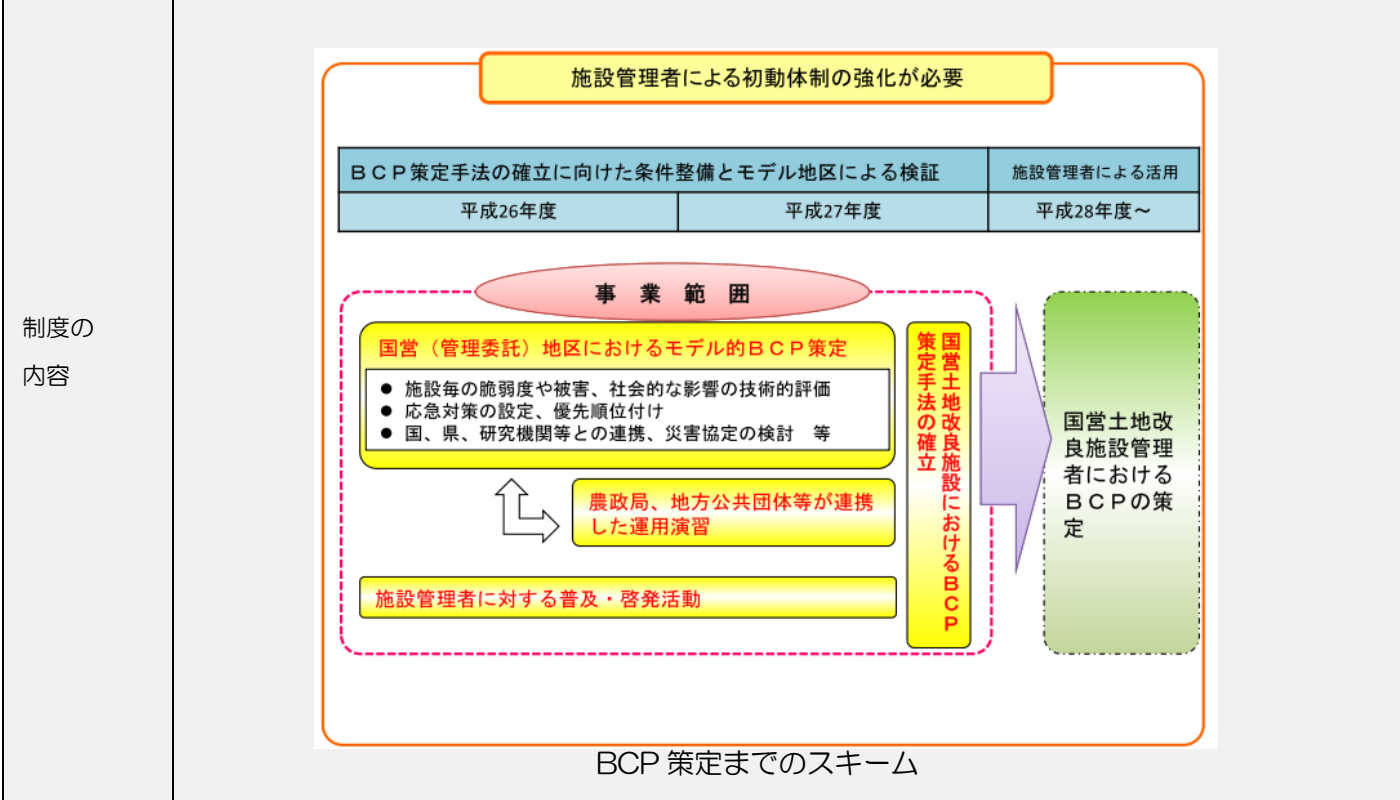
農業基盤を守りたい

No.40	農林水産省	情報提供	(開始年度) 平成 28 年度
-------	-------	------	-----------------

支援の名称
**土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立
(継続計画策定) の推進及び体制強化**

制度の趣旨・背景
被災の影響を最小化すると共に、迅速な復旧・復興を可能とするため、水利施設等の管理者である土地改良区等において被害低減措置の優先度、支援受け入れ体制の確立、資機材・人員確保のための調達計画等の内容を含んだ業務継続計画策定手法を確立します。

「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」により、土地改良施設管理者の業務継続計画（BCP）の策定を支援します。



対象となる方
土地改良施設管理者

問い合わせ先など
農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 災害対策室
TEL : 03-6744-2211

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

山を守るための林業を活性化させたい

No.41

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成25年度

支援の名称	「次世代林業基盤づくり交付金」のうち森林・林業再生基盤づくり交付金（木材加工流通施設整備）
制度の趣旨・背景	木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給等を図るために必要な機械施設の整備等について、地域の自主性・裁量を尊重しつつ、都道府県等に対して一体的に支援します。
制度の内容	<p>■対象となる取組</p> <p>○木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築</p> <p>需要者ニーズに的確に対応した CLT 等の新たな製品をはじめ地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、森林所有者等が広域に連携し、山側が一体となった供給可能量の拡大等を含めた構想や、山元と地域に根付いた加工工場、工務店、消費者等の連携による地域循環型の構想の実現に必要な木材加工流通施設の整備を支援します。</p> <p>■交付率</p> <p>都道府県：定額</p> <p>事業実施主体：事業費の1 / 2以内</p>
対象となる方	地方公共団体のほか、林業や建築業といった取組を行う民間事業者
問い合わせ先など	農林水産省 林野庁 林野庁 木材産業課 TEL：03-6744-2290

山を守るための林業を活性化させたい

No.42

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成27年度

支援の名称	<p>新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち 都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及</p>
制度の 趣旨・背景	<p>木材利用を拡大することによって森林の適正な整備や森林の国土保全機能の維持・発揮を図ることを目的に、木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するための製品・技術の開発・普及等を推進します。</p>
制度の 内容	<p>■事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> CLT（直交集成板）等中高層建築物等の木質化に係る技術の開発・普及 コストや構造性能・居住性能に優れた、CLTの多様な活用事例を全国各地に創出する観点から、CLTを活用した普及性や先駆性が高い建築物の建築等を支援します。また、それらの成果を踏まえたCLTの活用方法の普及、CLT強度データ等の収集、中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材等の開発を行います。さらに、製材用材の需要拡大に向けた新たな製品・技術の開発・普及、一般流通材による店舗等低層非住宅建築物の木造化に向けた取組を支援します。 木材を利用した建築物の建設に携わる設計者の育成等の促進 中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わる設計者等を育成する取組を支援します。また、木材の健康効果・環境貢献等の評価・普及の取組を行います。 <p>■補助率 定額、1/2、3/10以内</p>
対象と なる方	民間団体等
問い合わせ 先など	農林水産省 林野庁 木材産業課 TEL：03-6744-2294

＜参考＞都道府県における代表的な民間支援施策

地域の防災力向上に役立ちたい

No.1

徳島県

補助金等

支援の名称	地域連携・企業防災推進モデル事業補助金
制度の趣旨・背景	地域にとって企業は大きな防災資源であり、一方、企業の側でも地域の継続がなければ業務継続はむずかしいことから、日頃から自主防災組織等の住民と連携して「地域防災力の向上」に貢献することが重要であり、地域住民と企業の連携による積極的な地域防災活動を支援します。
制度の内容	<p>○概要 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、地域防災力の向上を図るため、地域住民と企業が連携して取り組む防災活動に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村に補助金を交付します。</p> <p>○予算額 200万円</p> <p>○補助額 H26年度 上限50万円、H27年度、H28年度 上限30万円</p> <p>○実績 H26年度 4市 H27年度 7市町村 H28年度 1市</p> <p>○補助対象経費 講師謝金、費用弁償、資料等作成費、消耗品費、燃料費、印刷費、原材料費、通信運搬費、保険料、会場・資機材借上料、委託料、物品購入費その他特に必要と認められる経費 *事業実施者の経常経費、利益となる経費は除く</p>
対象となる方	市町村
問い合わせ先など	<p>○所管 徳島県 危機管理部 防災人材育成センター TEL：088-683-2100 E-mail：bousaijinzaiikusei@pref.tokushima.jp</p>

地域の防災力向上に役立ちたい

No.2

福島県

その他

支援の名称

県原子力防災訓練

制度の
趣旨・背景

防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、住民が原子力災害時取るべき行動の周知を図ります。

制度の
内容

○概要

原子力発電所で事故が発生し、避難指示が出された場合を想定して、県災害対策本部の設置運営訓練、オフサイトセンター参集運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練、住民避難訓練、緊急被ばく医療活動訓練などを実施します。

○実績（東日本大震災以降）

平成28年度 広野町、楢葉町

平成27年度 いわき市

平成26年度 川内村

平成25年度 （広報訓練のみ） 楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町



県災害対策本部設置運営訓練



住民避難訓練



避難所及び避難中継所設置運営訓練

対象と
なる方

原子力災害対策重点区域である市町村の住民

問い合わせ
先など

○所管

福島県 危機管理部 原子力安全対策課

TEL : 024-521-7254

E-mail : genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.3

宮城県

補助金等

支援の名称	みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業				
制度の趣旨・背景	大規模地震では、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の多くで倒壊等の大きな被害が発生していることから、地震による建築物被害から人命や財産を守るために、旧耐震基準の建築物の耐震化を推進するものです。				
制度の内容	<p>○概要</p> <p>木造住宅の所有者等が耐震改修設計及び耐震改修工事又は建替え工事（以下「耐震化工事」という。）を実施し、市町村が耐震化工事に係る費用の一部を補助する場合に、当該市町村に対し補助するものです。</p> <p>○予算額</p> <p>8,705万円（平成29年度予算）</p> <p>○対象経費</p> <p>耐震化工事に係る費用。</p> <p>○助成内容</p> <p>補助金の額は、次の（1）又は（2）の額とします。</p> <p>（1）耐震化工事に係る費用の6分の1以内の額とし、15万円を上限とする。</p> <p>（2）その他改修工事を行う場合又は建替え工事を行う場合には、耐震化工事に係る費用の18分の5以内の額とし、25万円を上限とする。</p> <p>○実績</p> <table> <tr> <td>平成25年度：196件</td> <td>平成27年度：91件</td> </tr> <tr> <td>平成26年度：100件</td> <td>平成28年度：98件</td> </tr> </table>	平成25年度：196件	平成27年度：91件	平成26年度：100件	平成28年度：98件
平成25年度：196件	平成27年度：91件				
平成26年度：100件	平成28年度：98件				
対象となる方	<p>○対象者</p> <p>次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものを対象とします。</p> <p>（1）昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅</p> <p>（2）在来軸組構法又は枠組壁構法による木造平家建てから木造3階建てまでの住宅</p> <p>（3）耐震一般診断の上部構造評点が1.0未満で、改修工事施工後の上部構造評点が1.0以上になる住宅等</p>				
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>宮城県 土木部 建築宅地課</p> <p>TEL：022-211-3245</p> <p>E-mail：kentakp@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>○関連URL</p> <p>http://cms.intra.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/taishinijigyou.html</p>				

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.4

山形県

補助金等

支援の名称	土砂災害等危険住宅移転促進事業
制度の趣旨・背景	土砂災害から住民の命を守るため、土砂災害特別警戒区域内に存する住宅の移転等へ市町村が補助金を交付する場合に、当該市町村へ補助金を交付します。
制度の内容	<p>○概要 土砂災害等危険住宅移転促進事業を利用する者に対し、住宅の除去費の一部、住宅の建設・購入費の一部及び土地購入費の一部を補助します。</p> <p>○予算額 427万円</p> <p>○補助の額</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険住宅の除却等に要する経費のみへの補助： 1戸当たり200千円 危険住宅の除却等及び危険住宅に代わる住宅の建設費への補助： 1戸当たり998千円 危険住宅の除却等及び危険住宅に代わる住宅の建設費・土地購入費への補助： 1戸当たり1,238千円 <p>○実績 H28年度 除却：5件、建設：2件</p>
対象となる方	土砂災害特別警戒区域内にある住宅を移転する者
問い合わせ先など	<p>○所管 山形県 県土整備部 建築住宅課 TEL：023-630-2640 E-mail：ykenchiku@pref.yamagata.jp</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.5

埼玉県

補助金等

支援の名称	アスベスト対策推進費				
制度の趣旨・背景	社会問題化しているアスベスト飛散による健康被害を防止し、県民が安心・安全に生活し続けられることを目的とします。				
制度の内容	<p>○概要 民間建築物の所有者に対し、吹付けアスベスト等の分析調査及び除去等工事の費用の一部を補助します。</p> <p>○予算額 1,920万円</p> <p>○補助の額</p> <table border="0"> <tr> <td>アスベストの分析調査</td> <td>全額補助 上限（1検体80千円かつ1棟当たり250千円）</td> </tr> <tr> <td>アスベストの除去等の工事</td> <td>工事費の2/3 上限（1棟当たり6,000千円）</td> </tr> </table> <p>○実績 平成28年度 除去工事 2件</p>	アスベストの分析調査	全額補助 上限（1検体80千円かつ1棟当たり250千円）	アスベストの除去等の工事	工事費の2/3 上限（1棟当たり6,000千円）
アスベストの分析調査	全額補助 上限（1検体80千円かつ1棟当たり250千円）				
アスベストの除去等の工事	工事費の2/3 上限（1棟当たり6,000千円）				
対象となる方	<p>○対象区域 以下の12市を除く埼玉県内すべての区域 12市：さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市、久喜市</p> <p>○対象建築物 用途や構造を問わず、すべての民間建築物が対象となります。 ただし、アスベスト除去等の対象は1棟あたりの延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物に限ります。</p>				
問い合わせ先など	<p>○所管 埼玉県 都市整備部 建築安全課 震災対策・構造指導担当 TEL：048-830-5525（直通） E-mail：a5510-06@pref.saitama.lg.jp</p> <p>○関連URL 民間建築物のアスベスト除去等に対する補助制度のご案内 http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/sekimenhojyo.html</p>				

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.6

山梨県

補助金等

支援の名称	住宅用自立・分散型エネルギーの導入促進
制度の趣旨・背景	家庭における省エネルギーの推進や、災害時にも有効な自立・分散型エネルギー設備の導入促進を図ります。
制度の内容	<p>○概要 山梨県内の居住専用住宅に、エネファーム、蓄電池、V2Hを設置しようとする個人に対し助成します。 ※V2H（Vehicle to Home）：電気自動車充電設備</p> <p>○助成内容 1台につき10万円以内（V2Hは5万円以内）</p> <p>○条件等 ① 山梨県内に住民登録している個人 ② 県税に滞納がないこと ③ エネファーム、蓄電池、V2Hとも国の補助事業の対象機器であること ※蓄電池、V2Hについては、太陽光発電設備との併設が必要</p> <p>○予算額 550万円</p> <p>○実績 平成28年度補助実績 49件</p>
対象となる方	県内の住宅にエネファーム、蓄電池又はV2Hを設置する個人
問い合わせ先など	<p>○所管 山梨県 エネルギー局 エネルギー政策課 TEL：055-223-1502 E-mail：energy-seisaku@pref.yamanashi.lg.jp</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.7

富山県

補助金等

支援の名称	木造住宅耐震診断・改修支援事業
制度の趣旨・背景	富山県では、古くて広い住宅が多いこと、地震に対する意識が高くないことなどから、住宅総数の約 28%(約 10 万 5 千戸)の住宅において耐震性が不足するものと推計されています(平成 25 年住宅・土地統計調査に基づく推計で住宅の耐震化率 72%)。その対応として、耐震化の促進を図ります。
制度の内容	<p>○概要 市町村と連携し、木造住宅の耐震診断、耐震改修を促進するための助成制度を設けています。</p> <p>○予算額 6,090 万円</p> <p>○支援内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 耐震診断支援 住宅の大きさ、図面の有無により 2~6 千円の自己負担で耐震診断が行えます。 2) 耐震改修支援 耐震改修、部分耐震改修工事に要する経費の 2/3 を補助します。 (補助金の限度額は 60 万円) <p>○実績</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 耐震診断支援 2,732 件 (H15 年度~H28 年度累計) 2) 耐震改修支援 269 件 (H18 年度~H28 年度累計)
対象となる方	<p>耐震診断・耐震改修とも以下の住宅が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造一戸建て、平屋建て又は 2 階建てのもの ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの ・在来軸組工法によるもの(伝統工法によるものも含まれます)
問い合わせ先など	<p>○所管 富山県 土木部 建築住宅課 建築指導係 TEL : 076-444-3356</p> <p>○関連 URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/kj00002134.html</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.8

石川県

補助金等

支援の名称	大規模建築物の耐震改修の補助
制度の趣旨・背景	現行の耐震基準を満たしていないと判断された建築物の所有者が、耐震改修を積極的に実施できるよう、耐震改修工事に対し補助を行います。
制度の内容	<p>○概要</p> <p>「建築物の耐震化の促進に関する法律」に定める要緊急安全確認大規模建築物のうち、病院又は市町と災害協定を締結した建築物が耐震改修を行う際に、その費用の一部について県（間接補助）と市町が合わせて補助を行います。</p> <p>○補助額</p> <p>市町が負担する額（国交付金を除く）の 1/2 以内、かつ交付金対象事業費の 5.75%以内 （参考）国直接補助 21.8%、社会資本整備総合交付金 11.5%、 地方負担 11.5%（県 5.75%、市町 5.75%）</p> <p>○実績</p> <p>なし</p>
対象となる方	<p>以下のいずれにも該当する所有者等に対して、補助を行います。</p> <p>① 建築物の耐震改修促進に関する法律附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の所有者等</p> <p>② 病院、又は①の所有者等と所在する市町とにおいて、災害時に当該市町の要請に応じた支援を行う旨の協定を締結したもの。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>石川県 土木部 建築住宅課 TEL：076-225-1778 E-mail：kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.9

愛知県

補助金等

支援の名称	地域ぐるみ耐震化支援事業
制度の趣旨・背景	減災協議会において、地域全体の耐震化を進め、かつ耐震化促進手法を開発し、耐震化を一層進めることを目的としています。
制度の内容	<p>○概要 自治体、地域組織（学区、自主防災会、自治会、消防団など）が行うローラー作戦（耐震診断・改修の啓発のための戸別訪問）や、地域組織、各種団体が実施する耐震化のための学習会・相談会などの実施費用を助成します。</p> <p>○予算額 100万円（平成28年度、他事業分含む）</p> <p>○助成額 上限10万円</p> <p>○実績 平成26年度： 5団体に助成 平成27年度： 実績なし 平成28年度： 2団体に助成</p>
対象となる方	耐震化のため事業を行う組織（各種団体、学区、町内会等）
問い合わせ先など	<p>○所管 愛知県 建設部 建築局 住宅計画課 TEL：052-954-6549 E-mail：jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.10

香川県

補助金等

支援の名称	緊急輸送路道路沿道建築物等耐震対策支援事業
制度の趣旨・背景	地震発生時における建築物等の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、建築物の耐震化を促進します。
制度の内容	<p>○概要 市町と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修等に取り組む者に対して補助を行います。</p> <p>○予算額 6600万円</p> <p>○助成内容 耐震診断又は補強設計 補助率2/3かつ4,000千円を限度 耐震改修 補助率2/3かつ60,000千円を限度</p> <p>○条件等 建築基準法の違反がないことなど</p> <p>○実績 平成23年度～平成28年度の6年間で25件の助成</p>
対象となる方	昭和56年5月以前に建てられた緊急輸送道路沿道の共同住宅や建築物（地震により倒壊したときに道路の中心線を超える高さのもの等）
問い合わせ先など	<p>○所管 香川県 土木部 建築指導課 TEL：087-832-3612 E-mail：kenchiku@pref.kagawa.lg.jp</p> <p>○関 連 http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/kenchikushidouka/index.shtml</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.11

長崎県

補助金等

支援の名称	長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例
制度の 趣旨・背景	災害危険住宅の移転を促進するため、災害危険住宅の移転に要する資金の融資を円滑にする等の助成措置を講じ、もって住民の生命の安全を確保することを目的とします。
制度の 内容	<p>○概要</p> <p>がけ崩れにより、住民の生命に危険を及ぼす虞のある区域内に建つ危険住宅を安全な場所に移転させるため、移転者の住宅移転経費に対して、国、県及び市町が補助金を交付するものです。</p> <p>○助成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2、地方 1/2（県 1/4、市町 1/4） ・補助上限 除却：802 千円、建物：3,190 千円、土地：960 千円 <p>○実績</p> <p>除却：518 件、建物：505 件、土地：133 件（S47～H28）</p>
対象と なる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法第 39 条の規定により災害危険区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 2. 建築基準法第 40 条に基づく条例の基準に適合しない昭和 35 年 9 月 30 日以前に建築された住宅 3. 土砂災害特別警戒区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 4. 地すべり等危険地域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅
問い合わせ 先など	<p>○所管</p> <p>長崎県 土木部 砂防課、建築課</p> <p>TEL：095-894-3076（砂防課）、095-894-3093（建築課）</p> <p>E-mail：sabo@pref.nagasaki.lg.jp（砂防課）</p> <p>naga-kenchiku1@pref.nagasaki.lg.jp（建築課）</p>

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.12

熊本県

補助金等

支援の名称

要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成

制度の
趣旨・背景

耐震改修促進法の改正（平成25年11月25日施行）に伴い、耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けられている病院や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震化を促進するため、当該建築物等の耐震改修等を行う者に対して、国の補助等の制度を活用し、補助を行う市町村に対し助成します。

制度の
内容

○概要

耐震改修促進法で耐震診断を義務付けられた民間の大規模建築物の耐震改修等に補助する市町村に対して助成します。

○予算額

4,957万円

○補助対象経費

■補強設計の補助スキーム

国(交付金) 1/3	国 (上乗せ補助金) 1/6	県 1/6	市町村 1/6	所有者 1/6
------------	----------------------	-------	---------	---------

■耐震改修の補助スキーム

国 (交付金) 11.5%	国(上乗せ補助金) 21.8%	県 5.75%	市 町 村 5.75%	所有者 55.2%
---------------------	--------------------	------------	----------------------	-----------

※交付金：社会資本整備総合交付金、上乗せ補助金：耐震対策緊急促進事業補助金

○補助額

補助対象経費に上記補助率を乗じた額以内。

○実績

平成28年度 補強設計（3件）、耐震改修（5件）

対象と
なる方

○対象建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する合計延べ面積5,000㎡以上の大規模な建築物等

問い合わせ
先など

○所管

熊本県土木部建築住宅局建築課

TEL：096-333-2535

E-mail：kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

要配慮者施設の安全性を高めたい

No.13

徳島県

補助金等

支援の名称	高齢者福祉施設等防災減災促進事業
制度の趣旨・背景	<p>今後被災するおそれのある施設や過去に大きな被害を受けた施設が、防災拠点や多世代交流・多機能型サービスの拠点としての機能を付加した上で移転を行う場合に、施設整備に要する軽費の一部を補助します。</p> <p>市町村が地域振興の観点から施設に対して補助決定を行った場合に限り、県は市町村からの申請を受けて市町村に対し補助を行います。</p>
制度の内容	<p>○対象経費・補助率 施設の建設費に対し1床あたり3,000千円（県1/2、市町村1/2）。</p> <p>○条件</p> <p>①被災する蓋然性の高い客観的な根拠のある地域に所在する施設であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波災害警戒区域のうち浸水30cm以上の区域 ・土砂災害警戒区域 ・特定活断層調査区域 ・被災実績がある施設 <p>②国庫補助制度の適用がないこと。</p> <p>○事業効果 県と市町村が連携し、「防災拠点」と「多世代交流・多機能型サービス提供拠点」を確保することにより、地域の実情に応じた「地方創生拠点」を創出します。</p>
対象となる方	<p>○対象施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、医療施設（病院、有床診療所）。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課 TEL：088-621-2168 E-mail：choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp</p>

災害に強い医療拠点を整備したい

No.14

千葉県

補助金等

支援の名称	災害拠点病院施設設備整備事業
制度の趣旨・背景	災害時の医療拠点となる災害拠点病院として必要な施設・設備の整備に係る経費を助成します。
制度の内容	<p>○概要 災害時に多発する重篤救急患者の救命救急を行うため、医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の施設設備整備に対する補助を行います。</p> <p>○予算 1605.8万円</p> <p>○内容 国庫補助基準による</p>
対象となる方	<p>○補助対象 災害拠点病院として必要な耐震補強、自家発電装置、備蓄倉庫、受水槽等の施設整備及び医療機器等設備整備に要する費用が補助対象です。</p> <p>○地域災害拠点病院（20 病院） 高度な診療機能、重症傷病者の受入機能、医療救護班の派遣機能、応急資器材等の貸出機能を有する病院です。</p> <p>○基幹災害拠点病院（4 病院） 地域災害拠点病院における各機能に加え、要員の訓練、研修機能を有する病院です。</p> <p>施設整備：耐震補強工事、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、研修部門、ヘリポート等 設備整備：医療用機器、簡易ベッド、発電機、救急セット等の備品</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 千葉県 健康福祉部 医療整備課 TEL：043-223-3879 E-mail：ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp</p>

災害に強い医療拠点を整備したい

No.15

和歌山県

補助金等

支援の名称	防災訓練等参加支援事業
制度の趣旨・背景	国または国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への DMAT の参加を促進し、災害に強い医療体制の整備を図ります。
制度の内容	<p>○概要 大規模地震時医療活動訓練等の大規模災害を想定して実施される防災訓練等への DMAT の参加を促進するため、訓練参加経費を助成します。 (平成29年度は、和歌山県は被災県として国と合同で訓練を開催)</p> <p>○予算 83万円</p> <p>○助成内容 国が主催する総合防災訓練に参加するために必要となる旅費、燃料費、通信運搬費などを助成します。</p> <p>○条件等 DMAT 指定医療機関。</p> <p>○主な実績 以下の参加費用を支援しました。 平成26年度：4 チーム 平成27年度：4 チーム 平成28年度：5 チーム</p>
対象となる方	○対象機関 DMAT 指定医療機関を対象とします。
問い合わせ先など	○所管 和歌山県 医務課 TEL：073-441-2604 E-mail： okamoto_m0003@pref.wakayama.lg.jp

災害に強い医療拠点を整備したい

No.16

岡山県

補助金等

支援の名称	基幹災害拠点病院施設整備事業
制度の趣旨・背景	<p>以下に挙げる災害医療支援機能を有し、24 時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 • 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 • 自己完結型の医療救護チームの派遣機能 • 地域の医療機関への応急用器材の貸出し機能
制度の内容	<p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基幹災害拠点病院として必要な施設を整備します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人口透析室等）、災害時における患者の多数発生に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫 ② 電気等の生活必需基盤の維持機能 ③ 災害医療の研修に必要な研修室 ④ ヘリコプターの離発着場 • 基幹災害拠点病院として必要な設備を整備します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 広域災害・救急医療情報システムの端末 ② 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備 ③ 患者の多数発生時用の簡易ベッド ④ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、発電機等設備
対象となる方	<p>○対象医療機関名 総合病院岡山赤十字病院</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 岡山県 保健福祉部 医療推進課 TEL：086-226-7084 E-mail：iryu@pref.okayama.lg.jp</p>

災害に強い医療拠点を整備したい

No.17

広島県

補助金等

支援の名称	南海トラフ巨大地震への対応など津波対策に必要な 医療機関の施設整備，設備整備
制度の 趣旨・背景	津波災害発生時においても，災害拠点病院及び二次救急医療機関が，それぞれの被害の状況に応じた役割を担うことができるよう，施設，設備の整備を実施することで，災害時の医療体制を確保する必要があります。
制度の 内容	<p>○事業概要 津波による浸水が想定される医療機関の自家用発電設備や受水槽，備蓄倉庫を上層階へ移設・設置することで，浸水・孤立時等においても安定した医療の提供が行うことのできる体制を構築します。</p> <p>○事業費 901,300 千円</p> <p>○助成内容 移設に要した費用の 1/2</p> <p>○整備内容 自家発電装置の移設・移設，ヘリポートの設置，受水槽の設置等</p> <p>○主な実績 H25～H28 までに 6 病院に補助</p>
対象と なる方	○対象施設 災害拠点病院，二次救急医療機関
問い合わせ 先など	○所管 広島県 健康福祉局 医療介護計画課 TEL：082-513-3081（医療連携グループ） E-mail： fuiryoukeikaku@pref.hiroshima.lg.jp

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.18

神奈川県

情報提供

支援の名称	かながわソーラーバンクシステム
制度の 趣旨・背景	神奈川県では、太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々にリーズナブルな価格で安心して設置していただくために、「かながわソーラーバンクシステム」（以下「ソーラーバンクシステム」といいます。）を運用しています。
制度の 内容	<p>○概要</p> <p>太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々にリーズナブルな価格で安心して設置していただく「かながわソーラーバンクシステム」を運用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かながわソーラーバンクシステム登録プラン見積申込みの受付 かながわソーラーバンクシステムで登録されたプランについて、見積申込みを受け付け、事業者に送付します。 ・事業者が無料で見積書を作成し、申込者に提示 ・太陽光発電設備の設置に関する一般的相談等 県民や県内事業者からの太陽光発電設備の設置に関する一般的・個別的相談を受け付けます。 ・太陽光発電設備の設置支援 かながわソーラーバンクシステムで登録されたプランの紹介など、太陽光発電設備の設置を積極的に支援します。
対象と なる方	太陽光パネルメーカー、販売店、施工業者
問い合わせ 先など	<p>○所管 神奈川県 産業労働局 産業部 エネルギー課 太陽光発電グループ TEL：045-210-4090</p> <p>○関連 URL ・かながわソーラーバンクシステム http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360844/</p>

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.19

奈良県

技能提供・人材派遣

支援の名称	再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣事業
制度の趣旨・背景	再生可能エネルギー（再エネ）の県内の多くの地域への導入を促進する一助として、県が再エネに精通した専門家をアドバイザーとして登録しています。 地域で取り組む際に再エネに関する理解促進と専門的な相談や情報提供等のサポートを行うため、要請に応じて派遣します。
制度の内容	○アドバイザーの業務 アドバイザーは、次のいずれかに該当する活動のために派遣するものとします。 ①再エネ啓発等の講演会、イベントまたは研修会等における講演・講義 ②地域において再エネの導入を検討する事業における指導・助言
対象となる方	○派遣対象者 奈良県内の以下の団体を対象といたします。 ①市町村 ②県内に事業所を置く法人 ③各種団体 ④地域の任意団体（自治会、水利組合等） ⑤①～④のいずれかで構成する協議会・実行委員会等
問い合わせ先など	○所管 奈良県 地域振興部 エネルギー政策課 TEL：0742-27-8016 E-mail： energy@office.pref.nara.lg.jp ○関連 URL ・再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣事業 http://www.pref.nara.jp/39522.htm

再生可能エネルギーで自立電力を確保したい

No.20

栃木県

融資・税制優遇

支援の名称

再生可能エネルギーの導入促進に資する融資制度

制度の
趣旨・背景

太陽光、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入に対する支援を行います。

制度の
内容

○概要

国（経済産業省、環境省等）の支援策の紹介や市町村の支援を行うほか、「栃木県環境保全資金」により、中小企業者等が再生可能エネルギー発電施設を設置する事業に融資を行います。

○予算

10億円

○支援内容

再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策や災害に強い地域づくりを推進するため、再生可能エネルギー発電施設を設置する中小企業者等を、長期・低利の資金融資により支援します。

所要経費の90%以内で、500万円以上1億円以下の範囲で融資します。

○実績

年度	融資実行額
平成24年度	201,000千円（4件）
平成25年度	255,200千円（12件）
平成26年度	62,400千円（6件）
平成27年度	17,600千円（2件）
平成28年度	10,000千円（1件）
合計	546,200千円（25件）

対象と
なる方

○融資の対象となる事業

再生可能エネルギー源（太陽光、水力、バイオマス、地熱、風力）による発電施設（自家消費を含む）の設置。

○資金を利用できる事業者

次のいずれにも該当する中小企業者又は中小企業団体で、知事が融資を必要と認めた方。（中小企業団体にあたっては、1を除く。）

- 1 栃木県内で、原則として1年以上引き続いて現在の事業を営んでいる
- 2 環境保全資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有する
- 3 県税を滞納していない
- 4 事業計画書に係る認定書の交付前に、融資の対象となる事業に着手していない（知事がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。）

問い合わせ 先など	<p>○所管 栃木県 地球温暖化対策課 計画推進担当 TEL : 028-623-3186 E-mail : chikyu-ondanka@pref.tochigi.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギーの導入に対する支援について http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/saiseikanouenergy/soudanmadogutitotu.html栃木県環境保全資金（再生可能エネルギー発電施設設置）のご案内 http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/kannkyouhozenssikinhatudenensisetu.html
--------------	---

災害時にも燃料供給できるよう一定量を備蓄したい

No.21

群馬県

補助金等

支援の名称	災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業
制度の趣旨・背景	平成26年度に実施された国の補助事業と連携し、平成27年度から実施している事業です。 災害時における緊急車両等への安定・迅速・確実な燃料供給を図ることを目的としています。
制度の内容	<p>○概要 災害発生時において、地域における石油製品の供給拠点となり、重要な施設等に優先給油を行う中核給油所等に一定量の燃料を備蓄するための管理費を県が補助することにより、災害時における緊急車両や重要施設に対する優先給油をより確実なものとしします。</p> <p>○予算 40.2万円</p> <p>○補助額 国：備蓄燃料の購入費用及び初年度管理費用を補助 県：2年目～5年目の管理費用を補助（1施設につき上限6,000円、石油組合は上限30,000円）</p> <p>○実績 平成27年度 補助対象：県内57施設（中核給油所49施設、小口配送拠点8施設）、 群馬県石油協同組合 補助金額：40.2万円 平成28年度 補助対象：県内57施設（中核給油所49施設、小口配送拠点8施設）、 群馬県石油協同組合 補助金額：40.2万円</p>
対象となる方	○対象施設 中核給油所49施設、小口配送拠点8施設、合計57施設を対象とします。
問い合わせ先など	<p>○所管 群馬県 産業経済部 産業政策課 TEL：027-226-3314 E-mail：sangyo@pref.gunma.lg.jp</p> <p>○関連URL http://www.pref.gunma.jp/05/g0100030.html</p>

地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい

No.22

青森県

補助金等

支援の名称	創業・成長産業推進金融対策事業
制度の 趣旨・背景	県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度「未来を変える挑戦資金」のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助します。
制度の 内容	<p>○事業概要</p> <p>県内中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい中で、現状を打破し「未来を変える」ために、県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助します。</p> <p>○条件</p> <p>融資限度額：1億円</p> <p>融資期間：運転10年以内（うち据置期間2年以内） 設備15年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>融資利率：年0.9% （創業する事業のうち、若者・女性・U I Jターンによる場合には0.7%） （雇用創出要件を満たす場合には0.7%又は0.5%） （金融機関提案枠の場合には上限0.9%として各金融機関が定める利率）</p> <p>信用保証料：所定の保証料率（0.45～1.90%）の30%又は40%を県が補助</p>
対象と なる方	<p>○補助対象</p> <p>①創業</p> <p>②県の推進する戦略等に基づく重点推進分野</p> <p>③省エネ設備導入</p> <p>④法令認定・補助採択事業</p> <p>⑤新分野進出、⑥新商品・新技術等の開発・事業化</p> <p>⑦再生可能エネルギー発電設備導入（太陽光発電を除く）</p> <p>⑧金融機関提案枠</p>
問い合わせ 先など	<p>○所管</p> <p>青森県 商工労働部 商工政策課 TEL：017-734-9368（直通）</p> <p>○関連 URL</p> <p>・県と市町村が保証料等を補助します。 http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html</p>

地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい

No.23

京都府

情報提供

支援の名称	連携型BCPに向けた京都府と地元4金融機関との意見交換会の開催
制度の趣旨・背景	京都府と京都銀行との包括協定を契機に、京都府信用金庫協会の会員3信用金庫を加えた4金融機関で意見交換会を開催し、平成28年3月29日に府と4金融機関で相互支援協定を締結しています。地元金融機関による連携型BCPについて府としても協力、支援を行います。
制度の内容	<p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携型BCPの組織体制 ・災害時の情報集約（被害状況（店舗、ATM）の取りまとめ） ・災害時の金融機関の共同運用（仮店舗の共同出店、メール便の共同運行）等 <p>○開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26.10.29～H29.3.3(計10回開催)
対象となる方	<p>○構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座長：名古屋工業大学大学院工学研究科 渡辺 研司 教授 （株）京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、京都府府民生活部防災消防企画課
問い合わせ先など	<p>○所管 京都府 府民生活部 防災消防企画課 TEL：075-414-4475 E-mail：bosaishobo@pref.kyoto.lg.jp</p> <p>○関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携型BCPに向けた地元金融機関の意見交換会について http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/bessi4.pdf

中小企業者に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

No.24

山梨県

融資・税制優遇

支援の名称	山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資（災害復旧関係）
制度の趣旨・背景	災害発生時の企業活動の停止や売上減などに対応した融資制度です。
制度の内容	<p>○事業概要</p> <p>県と金融機関が協調し、原則として県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。</p> <p>県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。</p> <p>金融機関に申し込み、金融機関と県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。</p> <p>○予算（融資枠）</p> <p>100 億円（経済変動対策融資全体の融資枠）</p> <p>○条件等</p> <p>年利 1.4%、貸付限度額設備運転共 5,000 万円、償還期間設備 10 年以内（据置 1 年）・運転 7 年（据置 1 年）</p> <p>○主な実績</p> <p>平成 26 年度 災害関係融資 45 件、342,710 千円</p>
対象となる方	<p>○補助対象</p> <p>県内に事業所があり、1 年以上事業を営んでいる中小企業者、組合及び NPO 法人で、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 経済産業大臣が指定する地域内において、1 年以上の事業実績があり、災害等の影響を受けた後原則として 1 か月間の売上高等が前年同月比で 20% 以上減少しており、かつ、その後の 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 20% 以上減少することが見込まれる者</p> <p>② 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第 2 条第 1 項の規定に基づく指定区域内において、1 年以上の実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けた者</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>山梨県 産業労働部 商業振興金融課</p> <p>TEL：055-223-1538</p> <p>E-mail：shougyo@pref.yamanashi.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <p>http://www.pref.yamanashi.jp/shougyo/sinkousikin/sinkousikin.html</p>

データセンターやコールセンターを分散・増設したい

No.25

北海道

補助金等

支援の名称	企業立地促進費補助金
制度の趣旨・背景	北海道内でのデータセンターやコールセンターの新增設に対する補助を行います。
制度の内容	<p>○助成内容</p> <p>(1) 道内全域（札幌市を除く）を対象とするもの データセンター事業の助成額は以下になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型（対象要件：投資額10億円以上、雇用増5人以上） 新設の場合は投資額×10%（限度額3億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額1億5千万円） ・環境配慮型（対象要件：投資額20億円以上、雇用増5人以上） 新設の場合は投資額×10%（限度額5億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額2億5千万円） <p>(2) 特別対策地域および企業立地促進法適用地域（対象要件：投資額2千5百万円以上、雇用増5人以上） データセンター事業・コールセンター事業の助成額は以下になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額×4%（限度額1億円） ・1人当たり50万円（6人目から支給、限度額5千万円） ・企業立地促進法適用地域特例（新設のみ） 投資額×8%（限度額1億円）
対象となる方	<p>○対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター事業 ・コールセンター事業 <p>○対象地域</p> <p>①特別対策地域 特別対策地域とは、農村地域工業等導入促進法などの地域関係開発法の適用地域です。</p> <p>②企業立地促進法適用地域（札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る） 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）（以下「企業立地促進法」という）に基づき国の同意を得た基本計画に定められた集積区域であって、上記「特別対策地域」と重複していない地域をいいます。特認事業者とは、企業立地促進法第14条第3項又は第16条第3項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 TEL：011-204-5328 E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp</p> <p>○関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm

地域の情報通信ネットワークづくりに貢献したい

No.26

北海道

補助金等

支援の名称	<h2 style="margin: 0;">地域づくり総合交付金 (地域情報化推進事業)</h2>													
制度の趣旨・背景	<p>「地域づくり総合交付金」は、北海道地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、平成22年度からスタートした制度です。</p> <p>地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業を支援するものです。</p>													
制度の内容	<p>○事業内容</p> <p>市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む、事業の趣旨に合致した取組に対して交付金を交付します。(このメニューについては、ソフト系事業のみ対象)</p> <p>○交付限度額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">事業主体</th> <th style="width: 30%;">上限額</th> <th style="width: 30%;">下限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単一市町村</td> <td>500万円</td> <td rowspan="2">50万円</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>総合振興局長・振興局長が適当と認める者</td> <td>300万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>			事業主体	上限額	下限額	単一市町村	500万円	50万円	一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円	総合振興局長・振興局長が適当と認める者	300万円	10万円
事業主体	上限額	下限額												
単一市町村	500万円	50万円												
一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円													
総合振興局長・振興局長が適当と認める者	300万円	10万円												
対象となる方	<p>○交付対象者</p> <p>総合振興局・振興局長が適当と認める者</p> <p>※本道では、14の総合振興局・振興局を置き、地域の総合出先機関としてこの交付金の事業採択や交付決定を行っています。</p> <p>○交付対象事業</p> <p>地域情報化推進事業</p>													
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>北海道 総合政策部 地域創生局 地域政策課</p> <p>TEL：011-204-5149（直通）</p> <p>○関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり総合交付金 <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm</p>													

地域の防災力向上に役立ちたい

No.27

愛知県

情報提供

支援の名称	防災学習システムによる情報提供
制度の趣旨・背景	南海トラフ地震の被害予測や建物倒壊のシミュレーションなど、視覚的に行う防災啓発です。
制度の内容	<p>○事業概要</p> <p>住んでいる地域周辺の防災マップの閲覧、東海・東南海地震が起こったときの自宅の様子をシミュレーションする建物倒壊シミュレータ、地域の防災情報や安全情報についてみんなで書き込み共有できる地域防災の広場、防災に関する各種ビデオコンテンツの閲覧を行うことができます。</p> <p>○予算</p> <p>当初整備費 2,918万円</p> <p>○支援内容</p> <p>愛知県民の防災学習</p> <p>○主な実績</p> <p>提供時期 通年 利用実績 アクセス件数 年間平均77,381件（平成20年度～28年度）</p>
対象となる方	<p>○対象者</p> <p>愛知県にお住まいの方（特に、東海・東南海地震による被害が大きいと思われる尾張地方、海部地方、知多地方、西三河地方、東三河地方にお住まいの方）</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>愛知県 防災局 防災危機管理課 TEL：052-954-6190 E-mail：bosai@pref.aichi.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県防災学習システム http://www.quake-learning.pref.aichi.jp/

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.28

山梨県

融資・税制優遇

支援の名称

本社機能移転等の推進

制度の
趣旨・背景

東京圏から新たな人の流れを生み出し、本県での雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進します。

制度の
内容

- 優遇措置を受ける条件等
- ・県の地域再生計画に基づき、事業者が「整備計画」を作成し、県の承認を受けること。
- 【承認を受ける条件】：本社機能（本社オフィス、研究所、研修所等）の整備を伴う移転・拡充により増加する従業員数が10人以上（中小企業は5人以上）移転型の場合は増加従業員の過半数が東京からの移転であること など
- 優遇措置の内容
- 1 国税（法人税） ※全国一律
- | | 移転型（東京23区からの移転） | 拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充） |
|-----------|--|--|
| 1) オフィス減税 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象：投資額 2,000 万円（中小企業 1,000 万円）以上 ・内容：建物、付属設備等の取得価額に対し、特別償却 25%又は税額控除 7% | <ul style="list-style-type: none"> ・対象：同左 ・内容：建物、付属設備等の取得価額に対し、特別償却 15%又は税額控除 4% |
| 2) 雇用促進税制 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象：地方拠点の当期増加雇用者 1 人あたり ・税額控除：企業全体の従業員増加率 $\geq 10\%$ 50 万円/人、$< 10\%$ 20 万円/人 ※移転型の場合は更に 30 万円/人を追加（その追加分は 3 年間継続） | |
- 2 地方税（県税） ※本県独自の税率 全国トップレベル
- | | 移転型（東京23区からの移転） | 拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充） |
|--|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税（本来税率の 1/20） ・事業税（本来税率の 1/20） ・固定資産税（本来税率の 1/20） | <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税（本来税率の 1/20） ・固定資産税（本来税率の 1/20） |
- 3 産業集積助成金 ※本県独自の制度（県外からの本社機能の移転に限る）
- ・新たに土地取得した場合（建物投資額×10%） + （設備投資額×10%）
 - ・空きオフィス等を取付した場合（建物投資額×5%） + （設備投資額×10%）
 - ・賃借の場合 建物等の賃借料×1/2（年上限 1,000 万円×3 年まで）を助成
- 主な実績
- H27.11.27「山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備推進計画」（地域再生計画）が国に認定される
H28.2 議会 地方税の不均一課税に必要な条例制定
認定案件 拡充型 4 件 移転型 1 件（H29.4.30 現在）

対象と
なる方

山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備推進計画で示す、地方活力向上地域内へ、東京 23 区から移転する企業及び県内で事業拡充する企業

問い合わせ
先など

- 所管
山梨県 産業労働部 企業立地・支援課
TEL：055-223-1472
E-mail：sangyo-rt@pref.yamanashi.lg.jp
- 関連 URL・関連資料
- ・本社機能の移転・拡充をお考えの事業者の皆様へ
<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/tikisaiseikeikaku.html>
 - ・本社機能の移転等に対する優遇措置を受けるまでの流れ
<http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/documents/saiseikeikakuimage.pdf>
 - ・山梨県地域再生計画（概要版）
<http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/documents/saiseikei-gaiyou.pdf>

地元で貢献できる建設業を続けていきたい

No.29

三重県

融資・税制優遇

支援の名称	建設業人材定着事業
制度の趣旨・背景	建設業従事者の離職率が高いことから、建設業への新規入職を促進し、技術の習得による建設業への定着を促す必要があります。しかし、建設企業はこれまで厳しい経営環境におかれてきたことから疲弊しており、建設業従事者の計画的な確保・育成が困難な状況になっています。本事業では建設業従事者が必要な研修を計画的に受講し、技術・知識を習得できるよう必要な費用を支援します。
制度の内容	○助成内容 県と三重県建設業協会が業務委託契約を締結し、協会が窓口となり、建設企業の従業員が研修を受講するのに必要な費用（研修費、交通費など）を支援します。 受講可能な研修は建設業に特化した研修のみとします。具体的には、工事現場を管理するのに必要な資格を取得するための研修（一級土木施工管理技士受験講座など）や工事現場でバックホウなど重機を操作するのに必要な資格を取得するための研修（車両系建設機械(整地・運搬等)運転技能講習など）の費用などを支援します。
対象となる方	○対象 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条1項の許可を受けており、建設業許可における主たる営業所の所在地が三重県内の建設企業の従業員
問い合わせ先など	○所管 三重県 県土整備部 公共事業運営課 TEL：059-224-2915 E-mail： jigyos@pref.mie.jp

地元で貢献できる建設業を続けていきたい

No.30

徳島県

格付け・表彰

支援の名称	徳島県建設業 BCP 認定制度
制度の趣旨・背景	「南海トラフ巨大地震」の発生が切迫する本県では、大規模災害発生時に建設企業の活躍が大いに期待される場所であり、個々の建設企業が自社の事業の継続や早期回復を目指すだけでなく、被災後の道路啓開作業をはじめとする復旧活動を迅速に行うためには、あらかじめ BCP を策定し、体制を整えておくことが重要となります。
制度の内容	<p>○支援策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業に特化した本県独自の「BCP 作成ガイド」の策定 「徳島県建設業 BCP の作成ガイド（28年度版）」 建設業 BCP 策定のための研修会の開催 建設業 BCP 認定制度に関する「相談窓口」の設置 <p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定企業 107社（平成28年度末） <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木一式工事の格付けが「特A級」及び「A級」の県内企業のみが参加する総合評価落札方式の入札で、認定企業を評価
対象となる方	<p>○対象</p> <p>徳島県内に本社を有する土木一式工事の格付けが「特A級」及び「A級」の建設企業</p> <p>※「四国建設業 BCP 等審査会」の認定企業については、その有効期間内において、本県建設業 BCP の認定企業とみなします。（経常JVとして認定を受けている企業を除きます。）</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>徳島県 県土整備部 建設管理課 TEL：088-621-2523</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 徳島県建設業 BCP 認定企業について： http://www.pref.tokushima.jp/docs/2017021700107/

地元で貢献できる建設業を続けていきたい

No.31

愛媛県

格付け・表彰

支援の名称	愛媛県建設業 BCP 等審査
制度の趣旨・背景	建設関連企業の事業継続計画等について審査し、適合した建設関連企業に対する認定証の発行及びその建設関連企業を公表することにより、建設関連企業における事業継続計画の策定を促進し、地域防災力の向上を目的とします。
制度の内容	<p>○認定証の発行 審査部会での審査に適合した申込案件について、審査会にその内容等を諮り、審議の結果により認定証を発行します。</p> <p>○認定証の有効期限 新規は認定証の交付日（審査会開催日と一致）から2年後の月末日、継続更新は新認定証の交付日（旧認定証の有効期限と一致）から3年後の月末日とします。</p> <p>○認定によるメリット 建設業 BCP の認定業者は、災害時における施工能力の高さが現れたものであることから、設計金額 3,000 万円以上の土木一式工事の総合評価落札方式において加点評価します。</p> <p>○実績 平成 29 年 3 月 31 日現在、約 63%の認定率となっています。</p>
対象となる方	<p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県における平成 27・28 年度一般競争参加資格の内、「一般土木工事」の「A 等級」及び「B 等級」に認定されている愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する建設会社 <p>※愛媛県内に本店を有しない建設会社の県内従業者数は 80 人以上とします。</p> <p>※「四国建設業 BCP 等審査会（事務局：四国地方整備局）」で既に認定証の交付を受けている建設会社については、認定の有効期間内に限り、本審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとします。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 愛媛県 土木部 技術企画室 企画調整係 TEL：089-912-2646 E-mail：gijutsukikak@pref.ehime.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> えひめ建設業 BCP 等に関する各種お知らせ http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/bcp_index.html 愛媛県建設業 BCP 等審査要綱 http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/documents/youkou_h28.pdf

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.32

京都府

情報提供

支援の名称	京都 BCP の推進、京都 BCP 行動指針の策定
制度の趣旨・背景	<p>京都 BCP は、「京都」全体に BCP の考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において、京都の活力を維持・向上させるため、地域全体で連携する新たな防災の取組です。京都 BCP を具体化するため、京都 BCP 検討会議を設置し、復旧・復興のベースとなる雇用と経済活動を対象とした「京都 BCP 行動指針」を策定し、平成 26 年府防災会議で決定しました。</p> <p>【京都 BCP 行動指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動指針は、各企業等や行政が取り組むことが望ましい行動のガイドライン ・「平常時」「緊急対応時」「復旧・復興期」のフェーズごとに、リスクの認識、BCP の充実、経営資源（ひと・もの・かね・情報）や地域連携の要点について整理
制度の内容	<p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から「京都 BCP 検討会議」を「京都 BCP 推進会議」に移行 京都 BCP 行動指針を踏まえ、経済界等の意向を確認しながら、企業への普及啓発や BCP の策定を支援していきます。 ・当面の取組 <ul style="list-style-type: none"> 〈連携型 BCP の取組推進〉 災害時の情報共有体制の確立（経済団体との連携）、金融機関及びライフライン事業者との連携強化、長田野工業団地での連携型 BCP の推進、京都 BCP 企業交流会の開催 〈個別 BCP 策定支援〉 BCP 策定企業の実態調査、セミナー・意見交換会の実施等 〈共通事項〉 地域防災計画への反映、広報・啓発事業の実施
対象となる方	<p>○京都 BCP 推進会議構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座長：名古屋工業大学大学院工学研究科 渡辺 研司 教授 京都大学防災研究所 牧 紀男 教授 経済団体、地元金融機関、ライフライン事業者、京都府、京都市 等 <p>○京都 BCP 行動指針対象者</p> <p>地方自治体、民間事業者</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>京都府 府民生活部 防災消防企画課 TEL：075-414-4475 E-mail：bosaishobo@pref.kyoto.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都 BCP（企業のための防災のページ） http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/kyotobcp.html ・京都 BCP 行動指針 http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/bcpshishinn.pdf

地域の物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.33

北海道

補助金等

支援の名称	企業立地促進費補助金【再掲】
制度の趣旨・背景	北海道内での高度物流施設の新増設に対する補助を行います。
制度の内容	<p>○助成内容 対象要件、助成額は以下になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象要件 投資額20億円以上、雇用増20人以上 ・助成額 新設の場合は投資額×10%（限度額10億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額3億円）
対象となる方	<p>○対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度物流関連事業 次の各号に掲げる要件を満たす施設において行う事業をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ア 収容能力が5,000 m³以上有するもの。ただし、食品にあっては温度管理のため必要な冷蔵倉庫（3,000 m³以上の収容能力）を有するもの。 イ 自動仕分装置、自動搬送装置、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、電動式密集棚装置、貨物保管場所管理システム等など自動又は遠隔制御を行ういずれかの設備を有するもの。 ウ 取引先と商取引に関するデータを電子的に交換するデータ交換システム等の設備を有するもの。 エ 流通加工の用に供する設備を有するもの。 オ 太陽光、風力等の再生可能エネルギーによる発電システム若しくは、外気、雪氷、地中熱等の自然エネルギーによる冷暖房システム等を有するもの <p>○対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内全域（札幌市を除く）
問い合わせ先など	<p>○所管 北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 TEL：011-204-5328 E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm

地域の物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.34

岩手県

補助金等

支援の名称

三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金

制度の
趣旨・背景

三陸鉄道の安全性の向上を図るため、三陸鉄道株式会社が実施する輸送設備等の整備に対し補助を行うものです。

制度の
内容

○概要

整備の実施については、「地域公共交通活性化・再生法」による「鉄道事業再構築実施計画」に基づき、国の重点的な支援制度を活用し、進めることとしています。

平成 25 年度より、鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対する国の補助率が 1/3 から 1/2 に拡充されたことにより、国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 の補助率により補助を実施しているものです。

※財政力指数が 0.46 以上となった場合は、国の補助率は 1/2 から 1/3 となること。

○予算

4,492 万円

○補助内容（助成率）

国 1/2（1/3）、県 1/4（1/3）、市町村 1/4（1/3）

（※市町村の財政力指数によっては助成率を括弧内のとおりとする場合もあり）

○主な実績

平成 28 年度は保安通信設備（通信ケーブル更新）や線路設備（橋りょう改修）の整備費を補助。

【取組イメージ】



ケーブル更新（トラフ交換）



トンネル漏水対策

対象と
なる方

○対象事業者
三陸鉄道株式会社

問い合わせ
先など

○所管
岩手県 政策地域部 地域振興室
TEL：019-629-5205
E-mail：AB0007@pref.iwate.jp

地域の物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.35

埼玉県

補助金等

支援の名称	鉄道安全輸送設備整備費補助
制度の趣旨・背景	地域鉄道として重要な役割を果たしている秩父鉄道の輸送の安全性向上を図るため、秩父鉄道(株)が実施する輸送設備の整備に対して補助を行うものです。
制度の内容	<p>○予算 23,333 千円</p> <p>○補助内容 対象事業費の 1/6 を上限とする。</p> <p>○主な実績 平成 26 年度：31,666 千円 継電連動装置更新、重軌条交換 平成 27 年度：21,545 千円 継電連動装置更新、重軌条交換 平成 28 年度：23,333 千円 継電連動装置更新、重軌条交換 昭和 51 年度からの累計：2,872,118 千円</p>
対象となる方	○対象設備 安全性の向上に資する設備の整備。継電連動装置の更新及び重軌条交換等
問い合わせ先など	○所管 埼玉県 企画財政部 交通政策課 TEL：048-830-2227 E-mail： a2220-03@pref.saitama.lg.jp

地域の物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.36

福岡県

補助金等

支援の名称	鉄道駅舎等耐震改修事業費補助金
制度の趣旨・背景	震災時に避難場所や情報拠点となる主要ターミナル駅に対し、耐震補強工事に要する経費の一部を補助することにより、駅の利用者の安全を守るとともに、災害時の拠点となる大きな駅から耐震工事を行うものです。
制度の内容	<p>○平成29年度予算 88,663万円</p> <p>○補助内容 耐震補強工事に要する経費の1/6。</p> <p>○補助対象駅（平成29年度） 3駅</p> <p>○条件等 国が補助対象とした鉄道駅の耐震補強工事のみに対象を限定。また、地元市町村の補助額を補助上限額とします。</p> <p>○主な実績 平成26年度 3駅 平成27年度 3駅（整備完了 1駅） 平成28年度 3駅 に対し補助を実施。</p>
対象となる方	○対象駅 福岡県内の乗降客が一日平均1万人以上の高架駅であって、かつ折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅
問い合わせ先など	○所管 福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 TEL：092-643-3693 E-mail： kousei@pref.fukuoka.lg.jp

地域で自立した食料供給に貢献したい

No.37

京都府

補助金等

支援の名称	直売所（京野菜ランド）拡大・強化事業
制度の趣旨・背景	直売所（京野菜ランド）等を支援することにより、地元農産物の普及だけでなく、広域災害時における流通の混乱等に強い、地元独立型食料供給拠点の整備を図ります。
制度の内容	<p>○事業実施主体 府内の農林水産物直売所を運営する、農林漁業者が組織する団体</p> <p>○内容</p> <p>(1)施設整備総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作業体験・調理体験等に要する経費 (補助率：1／2、補助上限額：1,000 千円) イートインコーナー、POS システム導入、販促イベント等に要する経費 (補助率：1／2、補助上限額：2,000 千円) 残留農薬検査等に要する経費 (補助率：2／3、補助上限額：200 千円)
対象となる方	<p>○対象 京野菜ランドへの登録を目指す直売所等</p> <p>(1)施設整備総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択要件 ①「学ぶ」、②「食べる」、③「買う」の取組のうち2つ以上を継続的に実施すること、府内の農林水産業従事者により直接納入される府内産農林水産物の販売額又は取扱点数が総販売額又は総取扱点数の概ね8割以上を占めること など <p>(2)食農体験強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択要件 京野菜ランドの登録施設又は京野菜ランドに登録予定の農林水産物直売所であり、かつ、本事業にて整備した施設などを活用し、広く府民を対象とした食農体験を行うこと <p>(3)安心・安全強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択要件 出荷者の8割以上が府内農林漁業者で構成されている有人販売の府内直売所であること
問い合わせ先など	<p>○所管 京都府 農林水産部 食の安心・安全推進課 TEL：075-414-5656</p> <p>○関連 URL ・京野菜ランドで「学ぶ・食べる・買う」で京都府産農林水産物の魅力を体感！ http://www.pref.kyoto.jp/tisantisho/20151105.html</p>

地域で自立した食料供給に貢献したい

No.38

岐阜県

補助金等

支援の名称	<h2>農地等の地域資源を守る共同活動の推進 (多面的機能支払交付金)</h2>
制度の趣旨・背景	<p>【農地維持支払活動支援】 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保安全管理活動及び地域資源の適切な保安全管理のための推進活動を行う活動組織等に対し、市町村を通して支援します。</p> <p>【資源向上支払活動支援】 地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う活動組織等に対し、市町村を通して支援します。</p>
制度の内容	<p>○予算 29年度県予算額 9億円(県2.25億円)</p> <p>○補助率(国50%、県25%、市町村25%)</p> <p>【農地維持支払交付金】 田3,000(県750)円/10a等 【資源向上支払交付金】 共同活動 田1,800(県450)円/10a等 長寿命化 田4,400(県1,100)円/10a等</p> <p>○主な実績 農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しています。本県では、多面的機能の維持・発揮のため、県下 24,799ha(平成28年農地維持支払取組面積)で地域資源の保全に資する共同活動が実施されました。</p> <p>○対象となる活動</p> <p>【農地維持支払交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動 <p>【資源向上支払交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路、農道、ため池の軽微な補償 ・植栽による景観形成、ビオトープづくり ・施設の長寿命化のための活動 等
対象となる方	<p>○対象者</p> <p>【農地維持支払交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者のみで構成されている活動組織 ・農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織 <p>【資源向上支払交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織
問い合わせ先など	<p>○所管 岐阜県 農政部 農村振興課 農村支援係 TEL: 082-272-1111(3174) E-mail: c11427@pref.gifu.lg.jp</p>

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.39

徳島県

情報提供

支援の名称	徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）の公表
制度の趣旨・背景	近い将来に発生が想定されている「南海トラフ巨大地震」の大津波災害に備え、県が中心となって関係団体との連携を図りながら、被害が想定される農地等の速やかな復旧と、その後に円滑な営農再開がなされるよう、農業分野での体制整備・対策を構築するため、「徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）」を平成 25 年 6 月 7 日に策定しました。
制度の内容	<p>○農業版 BCP の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）本体 南海トラフ地震等による大津波災害に見舞われた場合「農地や農業用施設の早期復旧」や、「復旧後の農作物の作付け開始から出荷」にあたっての課題と対策について、県、市町村、農業関係団体、農業者の取り組むべき内容を提示 別冊「土地改良区 BCP 策定マニュアル」 農業用施設の管理者である土地改良区に対し土地改良区 BCP のひな形を提示 別冊「津波・塩害からの営農再開マニュアル」 農業者、農業関係団体が営農再開にあたって参考となる作業手順や試験研究結果などを提示
対象となる方	<p>○対象となる農業用施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 排水機場：38箇所 排水樋門：47箇所 揚水機場：66箇所 取水施設（頭首口、堰）：6箇所 ため池：4箇所 農道（一般・農免農道）：5箇所
問い合わせ先など	<p>○所管 徳島県 農林水産基盤整備局 農山漁村振興課 TEL：088-621-2437 E-mail：nousangyosonshinkouka@pref.tokushima.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳島県農業版 BCP（業務継続計画）の策定について http://www.pref.tokushima.jp/docs/2013061200065/ 徳島県農業版 BCP（業務継続計画）の改正について http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015112500223/

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.40

静岡県

技能提供・人材派遣

支援の名称	土地改良施設BCPの普及
制度の趣旨・背景	農業用水路などの土地改良施設は、農作物の生産に欠かせない施設であり、大規模地震等によりその機能に支障が生じると、農作物の生育被害が予想されるため、一刻も早く施設の機能復旧を図ることが必要となります。そのため、災害時などの危機に対して、土地改良施設を管理する農業者等の行動マニュアルとなる事業継続計画（BCP）の普及を図っています。
制度の内容	<p>○事業概要 「静岡県土地改良施設維持管理事業継続計画モデルプラン」を策定（平成 24 年 3 月 26 日策定）し、講習会の開催や個別指導等により、施設管理者の計画策定を支援しています。</p> <p>○実績 国・県が水利権を有する広域的な農業用水路等（土地改良施設）を管理する 11 団体に BCP を策定し、継続的に更新しています。</p>
対象となる方	<p>○対象団体 広域的な土地改良施設を管理している土地改良区等の団体</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 静岡県 交通基盤部 農地局 農地整備課 TEL：054-221-3644 E-mail：nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp</p>

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.41

三重県

技能提供・人材派遣

支援の名称	農業版BCP策定事業
制度の趣旨・背景	南海トラフ地震に伴う津波災害に備え、予め農業生産を円滑に復旧するための取組方向や手順等の考え方を定めた「三重県農業版BCP」の策定・検証を行うとともに、土地改良区、農協等におけるBCPの策定支援を行います。
制度の内容	<p>○助成内容 土地改良区及び農業協同組合等におけるBCPの策定支援、策定したBCPを検証するシミュレーション等の開催支援を行います。</p> <p>○予算 1,899千円</p> <p>○実績 「三重県農業版BCP」の普及に努めるとともに、県内2地区（桑名地区、松阪地区）でシミュレーションを実施するなど、関係者の防災意識の向上を図り、新たに9か所の土地改良区においてBCPが策定されました。</p> <p>また、県農業研究所において、「除塩処理後の土壌におけるイネの生育試験」等を実施し、海水等の侵入とその後の除塩が土壌および生育に及ぼす影響について確認するとともに、特殊カメラを用いた生育診断手法について検証を行いました。</p>
対象となる方	<p>○対象団体 市町、土地改良区、農業協同組合等</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 三重県 農林水産総務課 TEL：059-224-2476 E-mail：nosomu@pref.mie.jp</p>

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.42

高知県

補助金等

支援の名称

農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助

制度の
趣旨・背景

南海トラフ地震への備えを早急に進め、災害に強い地域社会を実現し、県民の生命、身体及び財産を守るため、平成20年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、この条例の実効性を高めるため、県として事前に実施すべき取組をまとめた「南海トラフ地震対策行動計画」を作成しました。

制度の
内容

○事業概要、支援内容

南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業協同組合等が行う農業用燃料タンクの防災対策に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1)農業協同組合 (2)リース事業を行う事業者	(1)農業協同組合 (2)燃料販売を行う事業者 (3)園芸ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合（残るタンクには防油堤を設置すること）。	流出防止装置付きタンク、防油堤、又はその両方を整備する場合（タンクは防油堤に設置すること）。
補助対象経費	重油代替暖房機（木質バイオマスボイラー、ヒートポンプ）の整備費（附属設備を含む機器購入費及び設置費） ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤、又はその両方の整備費（流出防止装置付きタンク、防油堤、附属設備及び設置費）
補助対象限度額	3,000千円/10 a	(1)流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合：1,300千円/基 (2)流出防止装置付きタンクを整備する場合：1,000千円/基 (3)防油堤を整備する場合：300千円/基
補助率	県1/2以内、市町村1/4以上とする。 なお、国の産地パワーアップ事業を活用する場合の補助率は、県1/6以内、市町村1/12以上とする。	県1/2以内、市町村1/3以上（特認1/4以上）とする。 なお、国の産地活性化総合対策事業を活用する場合の補助率は、県1/6以内、市町村1/6以上（特認1/12以上）とする。

○予算

平成29年度 13,174万円

○実績（高知県燃料タンク対策事業費補助金）

平成26年度から平成28年度まで

重油代替暖房機の導入による燃料タンクの削減：136基

流出防止装置付き燃料タンクの整備：306基

問い合わせ
先など

○所管

高知県 農業振興部 産地・流通支援課

TEL：088-821-4543

E-mail：160701@ken.pref.kochi.lg.jp

○関連URL

- ・高知県燃料タンク対策事業

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160701/2014051400328.html>

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.43 岐阜県 情報提供

支援の名称 **火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策**

制度の趣旨・背景 県民のみなさんが火山への理解を深めるとともに、防災意識を高めていただくため、火山防災対策の啓発用の教材などを作成しました。

制度の内容

- 火山噴火に備えた実践的な防災教育
 - ・火山の危険性を正しく理解し、備えるための教材（火山を知る本）を作成し、地元市町村の小中学校へ配布
 - ・火山を知る本は小学校1年生から3年生用／小学校4年生から6年生用／中学生用を作成
- 登山者の安全確保対策
 - ・携帯版火山防災マップを作成し、登山者に対し配布
 - ・携帯版火山防災マップには、携帯電話の通話可能ルート、噴火警戒レベル2・3の場合の防災対策、噴火時の現象、火山の全域図等を記載



対象となる方

- 火山を知る本の対象者
岐阜県内の小中学生
- 携帯版火山防災マップの対象者
御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳の登山者

問い合わせ先など

- 所管
岐阜県 危機管理部 防災課 山岳遭難・火山対策室
TEL : 058-272-1131
E-mail : c11115@pref.gifu.lg.jp
- 関連 URL
 - ・火山を知る本
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/kazan-bousai/11115/kazan-text.html>
 - ・携帯版火山防災マップ
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/kazan-bousai/11115/kazan-map-keitaiyou.html>

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.44

奈良県

技能提供・人材派遣

支援の名称

土砂災害地域防災マップづくり

制度の
趣旨・背景

奈良県では、地域住民が中心になって「土砂災害地域防災マップ」を作成することで、地域の特性を活かした実践的な警戒避難のしくみ作りを話し合い、より安全な地域づくりを目指します。

「土砂災害地域防災マップづくりガイドライン」を策定し、地域住民のワークショップ等による防災マップづくりを支援します。

制度の
内容

○土砂災害地域防災マップづくりガイドラインの内容

1. 準備します
リーダー・メンバーの決定、必要資料・物品集め、ワークショップの計画
2. マップを作ります
地域での話し合い（ワークショップ）にて、避難先、危険箇所などを調べてマップを作成
3. マップから考えます
地域での話し合い（ワークショップ）にて、マップを見ながら避難方法、災害の察知方法、災害発生時の役割分担を決定
4. マップを使います
マップを使用した避難訓練、訓練結果を反映したマップの改善



対象と
なる方

- 対象
市町村、自治会等

問い合わせ
先など

- 所管
奈良県 県土マネジメント部 砂防・災害対策課
TEL：砂防災害係 0742-27-7514
TEL：災害防止係 0742-27-8521
E-mail：sabo@office.pref.nara.lg.jp

○関連 URL

- ・土砂災害地域防災マップづくり ガイドライン・事例集
<http://www3.pref.nara.jp/doshasaigai/sabomapdukuri/>

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.45

島根県

技能提供・人材派遣

支援の名称

地域防災ワークショップの開催

制度の
趣旨・背景

地域住民が、まち歩きによって、身の周りの危険箇所などを発見したり、避難経路を確認し、地域の津波避難計画を策定することで、地域防災の向上を支援します。

制度の
内容

○ワークショップにて「まち歩き」による津波避難計画の点検

実際に選定した避難経路、津波避難場所を中心に現地を歩き、机上で選定・抽出した情報等が安全かどうかの確認を行い、必要に応じて「津波避難計画」を修正します。また「まち歩き」の際には、車イスでの避難路の検証や防災行政無線が聞こえることの確認、5分間で移動可能な距離の体感等も実施します。



対象と
なる方

○対象者：
地域住民（小学生以上の方）

問い合わせ
先など

○所管

島根県 防災部 防災危機管理課

TEL：0852-22-5885

E-mail：bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp

○関連 URL

・地域における津波避難計画例（美保関町七類地区「津波避難計画づくりワークショップ」）

http://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/bosai_shiryo/tsunami_keikaku.data/shishin_shiryo2.pdf

森林を保全することにより防災力の向上を図りたい

No.46

岩手県

補助金等

支援の名称	森林・山村多面的機能発揮対策事業
制度の 趣旨・背景	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が協力して実施する森林の保全活動や山村地域の活性化に資する取組を支援します。
制度の 内容	<p>○助成内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域環境保全タイプ：里山林保全 16 万円/ha 竹林整備 38 万円/ha 2. 森林資源利用タイプ：16 万円/ha 3. 森林機能強化タイプ（歩道・作業道等の作設等）：1 千円/m 4. 教育・研修活動タイプ 5 万円/回 5. 資機材整備：1/2 以内（一部 1/3 以内） <p>※3～5は、1 又は2と組み合わせて実施</p> <p>○予算 1,019 万円</p> <p>○条件等 規約等必要、森林所有者との協定締結等</p> <p>○主な実績</p> <p>平成 27 年度実績 地域環境保全 777ha 森林資源利用 266ha</p> <p>平成 28 年度実績 地域環境保全 814ha 森林資源利用 264ha</p>
対象と なる方	○対象者 地域協議会（活動組織）
問い合わせ 先など	○所管 岩手県 農林水産部 森林整備課 TEL：019-629-5785 E-mail： AF0011@pref.iwate.jp

環境にも配慮した地域活性化を図りたい

No.47

北海道

補助金等

支援の名称	<h2 style="margin: 0;">地域づくり総合交付金</h2> <h3 style="margin: 0;">（生活環境整備・地域づくり事業）</h3>													
制度の趣旨・背景	<p>「地域づくり総合交付金」は、北海道地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、平成22年度からスタートした制度です。</p> <p>地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業を支援するものです。</p>													
制度の内容	<p>○事業内容</p> <p>市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む、事業の趣旨に合致した取組に対して交付金を交付します。（このメニューについては、ソフト系事業のみ対象）</p> <p>○交付限度額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">事業主体</th> <th style="width: 30%;">上限額</th> <th style="width: 30%;">下限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単一市町村</td> <td>500万円</td> <td rowspan="2">50万円</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>総合振興局長・振興局長が適当と認める者</td> <td>300万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>			事業主体	上限額	下限額	単一市町村	500万円	50万円	一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円	総合振興局長・振興局長が適当と認める者	300万円	10万円
事業主体	上限額	下限額												
単一市町村	500万円	50万円												
一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円													
総合振興局長・振興局長が適当と認める者	300万円	10万円												
対象となる方	<p>○交付対象者</p> <p>総合振興局・振興局長が適当と認める者</p> <p>※本道では、14の総合振興局・振興局を置き、地域の総合出先機関としてこの交付金の事業採択や交付決定を行っています。</p> <p>○交付対象事業</p> <p>地域環境サポーター支援事業、地域景観形成事業、地球環境保全・創造事業</p>													
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>北海道 総合政策部 地域創生局 地域政策課</p> <p>TEL：011-204-5149（直通）</p> <p>○関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり総合交付金 <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm</p>													

海岸林の再生により地域への密着と地域防災力向上を図りたい

No.48

宮城県

その他

支援の名称	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動
制度の趣旨・背景	東北地方太平洋沖地震の津波により壊滅的な被害を受けた海岸防災林の再生にあたり、古くから地域住民等が親しみ維持してきた海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生や、災害防止機能を有する海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚を図るため、住民等の参加・協働による次世代へ継承される森林づくりを推進します。
制度の内容	<p>○概要</p> <p>海岸防災林（民有林）の再生にあたり、NPOや民間団体等の参加・協働による森林づくり活動を推進するため、以下の3点を目標に「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を実施するもの。</p> <p>目 標</p> <p>(1) 次世代に継承される森林づくりの推進</p> <p>(2) 海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生</p> <p>(3) 海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚</p> <p>○活動対象林</p> <p>活動対象森林は、県有防災林並びに活動に係る土地使用承諾が得られた市町有林及び私有林とする。</p> <p>○条件</p> <p>再生される海岸防災林が十分な災害防止機能を発揮できるよう、一定の条件（植栽樹種、本数等）に従って植栽及び保育等を行うものとし、活動にあたっては、県及び市町と民間団体等の3者で協定を締結するものとする。（県有防災林を活動対象とする場合は、県及び民間団体等の2者で協定を締結することができる。）</p> <p>○実績</p> <p>延24団体、約123ヘクタールで協定を締結済み（平成29年3月31日現在）</p>
対象となる方	<p>○対象者</p> <p>団体の目的・運営に関する規約及び善良な管理を行う資質と体制を有する民間団体等</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>宮城県 農林水産部 森林整備課 治山班</p> <p>TEL：022-211-2923</p> <p>E-mail：sinseic@pref.miyagi.jp</p> <p>○関連URL</p> <p>http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/minmori.htm</p>

環境にやさしい再生可能エネルギーを導入したい

No.49

栃木県

融資・税制優遇

支援の名称

再生可能エネルギーの導入促進に資する融資制度【再掲】

制度の趣旨・背景

太陽光、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入に対する支援を行います。

制度の内容

○概要
国（経済産業省、環境省等）の支援策の紹介や市町村の支援を行うほか、「栃木県環境保全資金」により、中小企業者等が再生可能エネルギー発電施設を設置する事業に融資を行います。

○予算
10億円

○支援内容
再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策や災害に強い地域づくりを推進するため、再生可能エネルギー発電施設を設置する中小企業者等を、長期・低利の資金融資により支援します。
所要経費の90%以内で、500万円以上1億円以下の範囲で融資します。

○実績

年度	融資実行額
平成24年度	201,000 千円（4件）
平成25年度	255,200 千円（12件）
平成26年度	62,400 千円（6件）
平成27年度	17,600 千円（2件）
平成28年度	10,000 千円（1件）
合計	546,200 千円（25件）

対象となる方

○融資の対象となる事業
再生可能エネルギー源（太陽光、水力、バイオマス、地熱、風力）による発電施設（自家消費を含む）の設置。

○資金を利用できる事業者
次のいずれにも該当する中小企業者又は中小企業団体で、知事が融資を必要と認めた方。（中小企業団体にあたっては、1を除く。）

- 1 栃木県内で、原則として1年以上引き続いて現在の事業を営んでいる
- 2 環境保全資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有する
- 3 県税を滞納していない
- 4 事業計画書に係る認定書の交付前に、融資の対象となる事業に着手していない（知事がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。）

問い合わせ 先など	<p>○所管 栃木県 地球温暖化対策課 計画推進担当 TEL：028-623-3186 E-mail：chikyu-ondanka@pref.tochigi.lg.jp</p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギーの導入に対する支援について http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/saiseikanouenergy/soudanmadogutitou.html栃木県環境保全資金（再生可能エネルギー発電施設設置）のご案内 http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/kannkyouhozenssikinhatudenensisetu.html
--------------	--

災害時に、燃料流出による二次災害の発生を軽減したい

No.50

高知県

補助金等

支援の名称

農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助【再掲】

制度の
趣旨・背景

南海トラフ地震への備えを早急に進め、災害に強い地域社会を実現し、県民の生命、身体及び財産を守るため、平成20年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、この条例の実効性を高めるため、県として事前に実施すべき取組をまとめた「南海トラフ地震対策行動計画」を作成しました。

制度の
内容

○事業概要、支援内容

南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業協同組合等が行う農業用燃料タンクの防災対策に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1)農業協同組合 (2)リース事業を行う事業者	(1)農業協同組合 (2)燃料販売を行う事業者 (3)園芸ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合（残るタンクには防油堤を設置すること）。	流出防止装置付きタンク、防油堤、又はその両方を整備する場合（タンクは防油堤に設置すること）。
補助対象経費	重油代替暖房機（木質バイオマスボイラー、ヒートポンプ）の整備費（附属設備を含む機器購入費及び設置費） ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤、又はその両方の整備費（流出防止装置付きタンク、防油堤、附属設備及び設置費）
補助対象限度額	3,000千円/10 a	(1)流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合：1,300千円/基 (2)流出防止装置付きタンクを整備する場合：1,000千円/基 (3)防油堤を整備する場合：300千円/基
補助率	県1/2以内、市町村1/4以上とする。 なお、国の産地パワーアップ事業を活用する場合の補助率は、県1/6以内、市町村1/12以上とする。	県1/2以内、市町村1/3以上（特認1/4以上）とする。 なお、国の産地活性化総合対策事業を活用する場合の補助率は、県1/6以内、市町村1/6以上（特認1/12以上）とする。

○予算

平成29年度 13,174万円

○実績（高知県燃料タンク対策事業費補助金）

平成26年度から平成28年度まで

重油代替暖房機の導入による燃料タンクの削減：136基

流出防止装置付き燃料タンクの整備：306基

問い合わせ
先など

○所管

高知県 農業振興部 産地・流通支援課

TEL：088-821-4543

E-mail：160701@ken.pref.kochi.lg.jp

○関連URL

- ・高知県燃料タンク対策事業

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160701/2014051400328.html>

被害を軽減するための地域の防災活動を支援したい

No.51

兵庫県

技能提供・人材派遣

支援の名称	<h2>ひょうご防災特別推進員制度 (ひょうご安全の日推進県民会議事業)</h2>
制度の 趣旨・背景	<p>地域や学校、家庭における防災対策の実践活動を促進し、県民の防災力の向上を図るため、建築士、防災士等の地域の防災専門家を「ひょうご防災特別推進員」として登録し、派遣する事業を実施します。</p>
制度の 内容	<p>○事業概要 防災対策に関する講義や防災訓練の企画・運営の助言、ワークショップなどを行う「ひょうご防災特別推進員」を自治会や自主防災組織、学校等に派遣します。</p> <p>【ひょうご防災特別推進員の活動内容】</p> <p>○防災講義・防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具等の転倒防止、住宅の耐震化、兵庫県住宅再建共済制度 ・防災訓練の企画・運営、阪神・淡路大震災の教訓 など <p>○自主防災組織の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動に関する防災講義 ・ワークショップ、危険箇所マップづくり等 ・津波、豪雨災害等に備える避難訓練 <p>○実績 平成 28 年度派遣件数：221 件</p>
対象と なる方	<p>○対象者 自主防災組織、自治会、学校、企業、その他各種団体等</p>
問い合わせ 先など	<p>○所管 兵庫県 ひょうご安全の日推進県民会議事務局 (兵庫県企画県民部災害対策局消防課内) TEL：078-362-9819 E-mail：shoubouka@pref.hyogo.lg.jp</p> <p>○関連 URL http://19950117hyogo.jp/kyouka/agent.htm</p>

津波被害を回避するために住宅の移転を進めたい

No.52

高知県

規制緩和

支援の名称	津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築に対する市街化調整区域における開発許可の規制緩和
制度の趣旨・背景	南海トラフ地震から県民の生命を守るため、津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築等に対する開発許可の規制緩和を行うものです。
制度の内容	<p>○条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水予測区域内の本人又は同居する親族が所有する住宅に、津波浸水予測区域公表日（平成24年12月10日）以前から居住していること 津波浸水予測区域外に居住用の住宅や、津波浸水予測区域外に住宅の建築が可能な土地を所有していないこと <p>○転居先の土地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水予測区域外であること 津波浸水予測区域公表日以前から本人又は3親等内の親族が所有する土地（同一市町内の転居は購入した土地も可） 専用住宅に限る（ただし、転居元が業務用併用住宅の場合は、同種の業務併設は可） 敷地面積は500平方メートル以内であること <p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 無し
対象となる方	<p>○対象者</p> <p>発災時に自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者名簿答載者及び市町長が認めた者）</p> <p>○対象地域</p> <p>高知広域都市計画区域内の南国市、香美市、いの町の市街化調整区域 ※中核市である高知市は除かれます。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管</p> <p>高知県 土木部 都市計画課 TEL：088-823-9849 E-mail：171701@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>○関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域における開発許可の規制緩和について http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/2014102200129.html

索引

(関係府省庁別)	施策No.	ページ
内閣府		
雨水貯留利用施設に係る割増償却制度	12	P22
【税制】地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	13	P23
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	14	P24
データセンター地域分散化促進税制	25	P45
地方拠点強化税制	29	P55
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	31	P62
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	33	P64
非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保(民有護岸等の改良に対する支援制度)	34	P65
鉄道施設の耐震補強(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	35	P66
総務省		
危険物施設の震災等対策ガイドライン	1	P5
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン)	2	P6
データセンター地域分散化促進税制	25	P45
災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進(放送ネットワーク整備支援事業)	26	P46
災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進(放送ネットワーク災害対策促進税制)	27	P48
難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進(民放ラジオ難聴解消支援事業)	28	P50
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	33	P64
厚生労働省		
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除(グリーン投資減税)	19	P35
農林水産省		
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除(グリーン投資減税)	19	P35
新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち地域材利用促進のうち木質バイオマスの利用拡大	21	P38
農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	22	P39
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	23	P40
官民連携新技術研究開発事業	38	P71
多面的機能支払交付金	39	P72
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	40	P74
「次世代林業基盤づくり交付金」のうち森林・林業再生基盤づくり交付金(木材加工流通施設整備)	41	P75
新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及	42	P76

(関係府省庁別)	施策No.	ページ
経済産業省		
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	5	P12
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除(グリーン投資減税)	19	P35
コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	24	P41
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	33	P64
災害対応型SSの整備及び能力強化(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	17	P31
過疎地等における石油製品の流通体制整備事業	18	P33
災害時等に備えて需要家側にLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進	20	P36
国土交通省		
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震対策緊急促進事業)	3	P9
住宅・建築物の耐震化の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業)	4	P10
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	5	P12
老朽化マンションの建替え等の促進	6	P13
密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	7	P14
主要駅周辺等における帰宅困難者対策(都市安全確保促進事業)	8	P16
地下街の防災対策の推進(地下街防災推進事業)	9	P17
サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援(サステナブル建築物等先導事業)	10	P18
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進(災害時拠点強靱化緊急促進事業)	11	P21
雨水貯留利用施設に係る割増償却制度	12	P22
【税制】地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	13	P23
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	14	P24
市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	15	P25
市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	16	P26
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除(グリーン投資減税)	19	P35
港湾における津波避難対策の実施(特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)	30	P61
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	31	P62
港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置	32	P63
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	33	P64
非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保(民有護岸等の改良に対する支援制度)	34	P65
鉄道施設の耐震補強(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	35	P66
鉄道施設の戦略的維持管理・更新(鉄道施設総合安全対策事業費補助)	36	P67
地下駅等の浸水対策(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	37	P68
環境省		
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	5	P12
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除(グリーン投資減税)	19	P35
コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	24	P41

(支援方法別)	施策No.	ページ
補助金等		
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震対策緊急促進事業)	3	P9
住宅・建築物の耐震化の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業)	4	P10
密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	7	P14
主要駅周辺等における帰宅困難者対策(都市安全確保促進事業)	8	P16
地下街の防災対策の推進(地下街防災推進事業)	9	P17
サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援(サステナブル建築物等先導事業)	10	P18
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進(災害時拠点強靱化緊急促進事業)	11	P21
災害対応型SSの整備及び能力強化(災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費)	17	P31
過疎地等における石油製品の流通体制整備事業	18	P33
災害時等に備えて需要家側にLPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進	20	P36
新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち地域材利用促進のうち木質バイオマスの利用拡大	21	P38
農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	22	P39
災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進(放送ネットワーク整備支援事業)	26	P46
難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進(民放ラジオ難聴解消支援事業)	28	P50
港湾における津波避難対策の実施(特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)	30	P61
非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保(民有護岸等の改良に対する支援制度)	34	P65
鉄道施設の耐震補強(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	35	P66
鉄道施設の戦略的維持管理・更新(鉄道施設総合安全対策事業費補助)	36	P67
地下駅等の浸水対策(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	37	P68
官民連携新技術研究開発事業	38	P71
多面的機能支払交付金	39	P72
「次世代林業基盤づくり交付金」のうち森林・林業再生基盤づくり交付金(木材加工流通施設整備)	41	P75
新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及	42	P76
税制優遇		
住宅・建築物の耐震化の促進(耐震改修促進税制(住宅・建築物))	5	P12
密集市街地の改善に向けた対策の推進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等)	7	P14
雨水貯留利用施設に係る割増償却制度	12	P22
【税制】地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	13	P23
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	14	P24
市街地再開業事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	15	P25
市街地再開業事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	16	P26
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除(グリーン投資減税)	19	P35
コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	24	P41
データセンター地域分散化促進税制	25	P45
災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進(放送ネットワーク災害対策促進税制)	27	P48
地方拠点強化税制	29	P55
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	31	P62
港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置	32	P63
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	33	P64
非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保(民有護岸等の改良に対する支援制度)	34	P65
鉄道施設の耐震補強(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、鉄道施設総合安全対策事業費補助)	35	P66
情報提供		
危険物施設の震災等対策ガイドライン	1	P5
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン)	2	P6
老朽化マンションの建替え等の促進	6	P13
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	23	P40
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	40	P74
新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及	42	P76

国土強靱化に資する民間の取組促進
施策集

平成 29 年 8 月

発 行 内閣官房 国土強靱化推進室
連絡先 〒100-8968
千代田区永田町 1-6-1 合同庁舎第 8 号館 4 階
TEL : 03-6257-1775